

令和 8 年度 第 1 回

愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会

日 時 令和 8 年 8 月 5 日（水）

19 時 30 分から

場 所 県庁 第二別館 10 階 1004 会議室

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

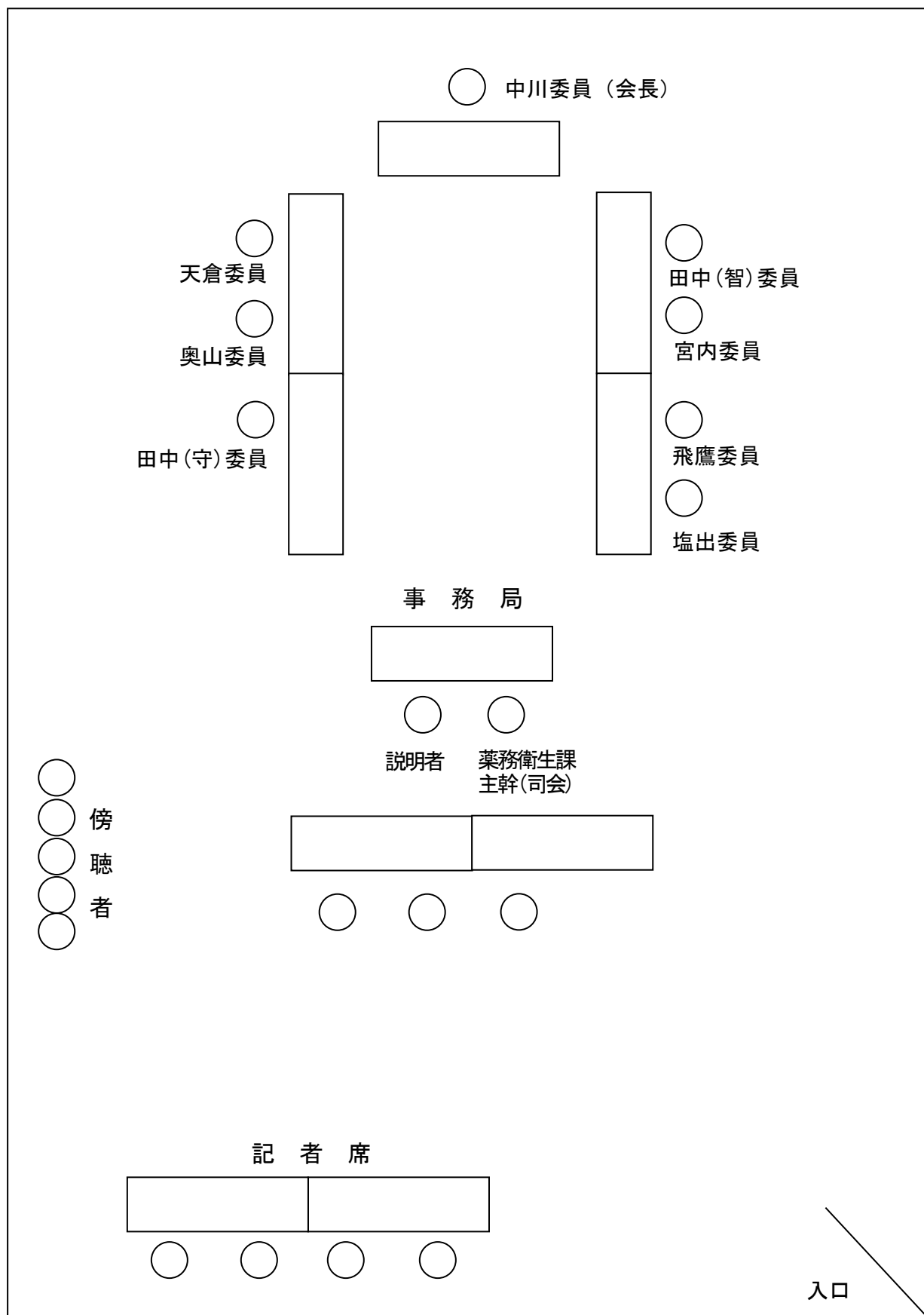
愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会
委員名簿

令和8年6月8日

所 属・職 名	氏 名
一般社団法人愛媛県薬剤師会 会長	田中 智美
一般社団法人愛媛県薬剤師会 理事	宮内 光司
一般社団法人愛媛県病院薬剤師会 副会長	飛鷹 範明
一般社団法人愛媛県病院薬剤師会 常務理事	塩出 憲仁
松山大学 薬学部長	天倉 吉章
松山大学 薬学部教授	奥山 聡
愛媛大学医学部附属病院 薬剤部長	田中 守
愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長	中川 ゆかり

敬称略、順不同

令和8年度第1回愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会
配席図



次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 協議会の運営方針について
- (2) 薬剤師の現状について
- (3) チーム医療を担う薬剤師確保促進事業について
 - ・ えひめ薬剤師「^{かつやく}活薬」センターの運営
 - ・ 修学資金支援制度の運用
 - ・ 薬剤業務向上加算に係る出向制度
 - ・ 県外薬学生及び県内病院に対する補助制度
- (4) その他意見交換

3 閉 会

【配布資料】

ページ

1	第8次愛媛県地域保健医療計画（薬剤師確保）概要	1
2	愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会設置要綱	2
3	薬剤師の現状について	4
4	チーム医療を担う薬剤師確保促進事業について	5
	・ 令和8年度事業スケジュール	6
	・ えひめ薬剤師「活薬」センターの運営	7
	・ 連携協定の締結について（県ホームページ）	8
	・ 愛媛県薬剤師修学資金支援制度	9
	・ 愛媛県薬剤師修学資金支援制度運用要綱（素案）	10
	・ 薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上	12
	・ 病棟薬剤業務実施加算・薬剤業務向上加算の届出状況	13
	・ 愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業	14
	・ 愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業	21
（参考資料）		
1	島根県「オンライン病院合同就職説明会」	28
2	都道府県における病院薬剤師確保の手引きについて	30

第8次愛媛県地域保健医療計画

～薬剤師確保～

本県の実況

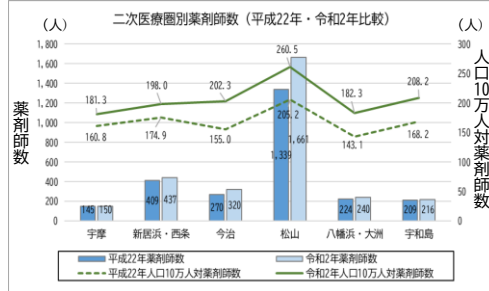
本県の薬剤師数は10年前と比べて増加しているものの、全国平均を下回っている

● 薬剤師総数 (R2) : 3,024人
※人口10万人当たり : 226.5人 (全国平均255.2人)

● 10年前 (H22) との比較

年度	H22	R2	増加数
薬剤師 総数	2,596人 (181.3人)	3,024人 (226.5人)	428人 ※16.5%増
薬局 従事者	1,325人 (92.6人)	1,793人 (134.3人)	468人 ※35.3%増
医療施設 従事者	686人 (47.9人)	747人 (56.0人)	61人 ※8.9%増

薬剤師総数には、企業勤務者や行政薬剤師等を含む
() 内は人口10万人当たり薬剤師数



(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計(調査)」)

医療提供体制

薬剤師の従事先には業態偏在や地域偏在が存在
特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題
【薬剤師偏在指標 (令和4年時点)】

圏域	地域薬剤師 (薬局+病院)		薬局薬剤師		病院薬剤師	
	偏在指標	区域	偏在指標	区域	偏在指標	区域
愛媛県	0.86	—	0.92	—	0.74	少数区域
宇摩	0.73	少数区域	0.72	少数区域	0.76	—
新居浜・西条	0.81	—	0.76	—	0.92	—
今治	0.80	—	0.85	—	0.69	少数区域
松山	0.99	—	1.12	多数区域	0.75	—
八幡浜・大洲	0.67	少数区域	0.73	少数区域	0.52	少数区域
宇和島	0.68	少数区域	0.75	—	0.54	少数区域

【これまでの取り組み】

薬剤師確保対策	事業内容	～R1	R2	R3	R4	R5
小中高生対策	小学生薬剤師体験イベント【県薬剤師会】	(H28～)				
薬学生対策	薬剤師求人情報誌作成・配布【基金】					
	就職促進パンフレット作成・配布【基金】					
人材確保支援	在宅医療における薬剤師人材確保【基金】 ・主薬局薬剤師・副薬局薬剤師制度	(H28～)				
未就業者対策	未就業女性薬剤師等復職支援【基金】	(H27～)				
その他	病院薬剤師確保に係るアンケート調査					
	薬科大学に対するアンケート調査					

第8次計画における課題

- 薬剤師の地域偏在、業態偏在の解消
- 病院薬剤師：病棟薬剤業務やチーム医療等
- 薬局薬剤師：在宅医療や高度薬学管理等を中心に業務・役割の更なる充実が求められる

主な取り組み

県内の薬剤師の偏在解消に向けて、病院薬剤師に重点を置いた薬剤師の確保拡充及び資質の向上を図る(県薬剤師会、県病院薬剤師会、松山大学等関係団体と連携)

- 県内外の薬科大学等に対する県内の病院・薬局薬剤師の採用情報の周知強化
- 薬剤師としての働きがいやキャリアプランの実現等に関する情報発信の強化
- 地域医療介護総合確保基金の活用等による病院・在宅支援に携わる薬局における薬剤師人材の更なる確保
- 松山大学、愛媛大学医学部附属病院等との連携による薬剤師のスキルアップのための研修の実施
- 薬剤師の卒後教育の拡充

主な目標

目標項目	短期目標 (令和6～8年度)	長期目標 (令和18年)
追加で確保すべき薬剤師数 (薬局薬剤師と病院薬剤師の合計)	132.2人	248.9人

※目標数は3年ごとに見直し

薬剤師の偏在の解消及び資質向上により薬剤師業務の更なる充実を図り、全ての地域において必要な医療が受けられる体制を確保する

愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 薬学部進学を目指す学生の確保と県内定着の促進を図るとともに、地域偏在・業態偏在の解消に向けた取組を検討するため、愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 薬学部進学を目指す学生の確保及び県内定着に関すること。
- (2) 修学資金支援制度の運用に関すること。
- (3) 前号の制度に係る薬剤師の継続的な支援に関すること。
- (4) 薬剤業務向上加算に係る薬剤師の出向先病院の選定に関すること。
- (5) 関係団体が行う薬剤師確保に向けた取組の調整に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人愛媛県薬剤師会の推薦を受けた会員（2名以内）
- (2) 一般社団法人愛媛県病院薬剤師会の推薦を受けた会員（2名以内）
- (3) 松山大学薬学部教員（2名以内）
- (4) 愛媛大学医学部附属病院薬剤部長
- (5) 愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長、副会長及び監事各1名を置く。

- 2 会長は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議

長の決するところによる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課に事務局を置く。

(会計)

第7条 協議会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 協議会の会計に関する必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第8条 協議会は、その任務が達成されたときに解散する。

- 2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

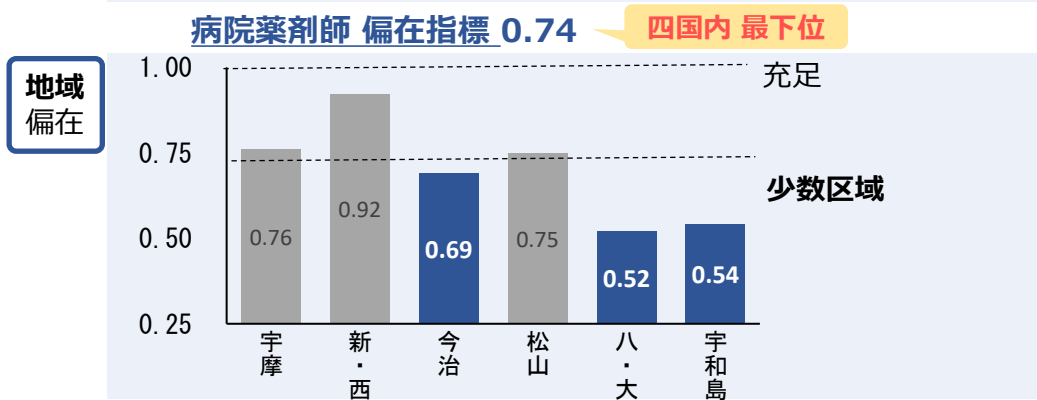
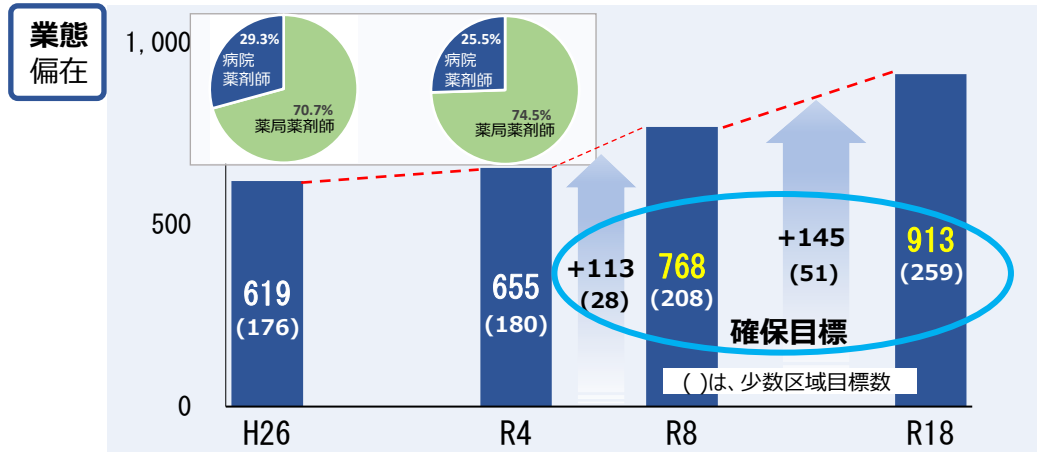
附 則

この要綱は、令和8年5月8日から施行する。

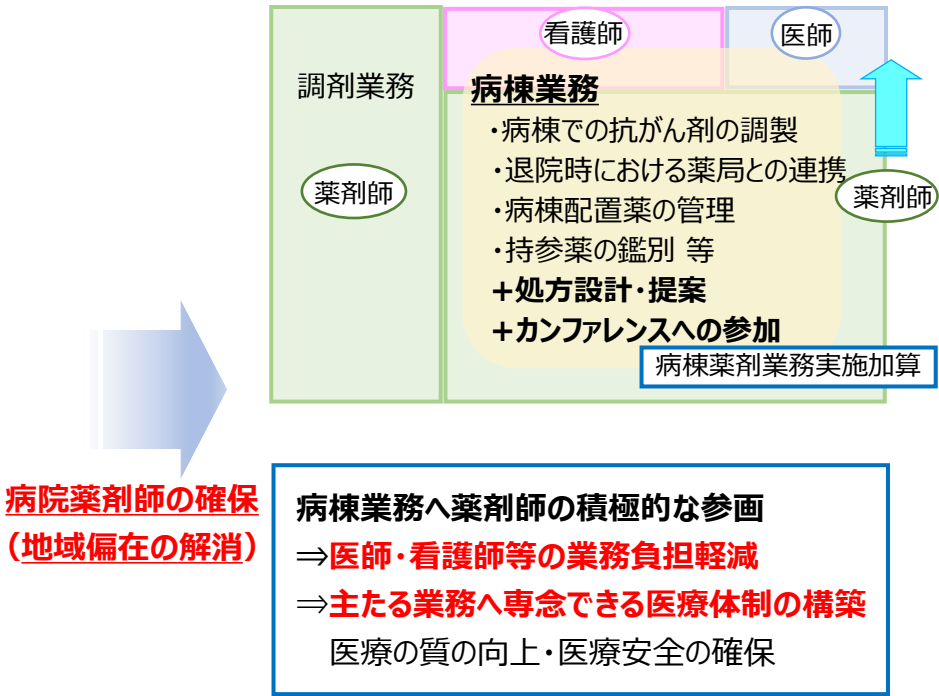
薬剤師の現状について

愛媛県薬剤師確保計画（第8次地域保健医療計画） R6.3策定

現状・目標 病院薬剤師数《施策KGI》



効果 多職種連携によるチーム医療の推進



病院薬剤師を取り巻く環境

学生の進学・就職の傾向

「松山大学薬学部」の状況

- 定員充足率 58% 【傾向】
- 薬局就職率 約70% ○ 入学者数の減少
- 病院就職率 約17% ○ 薬局志向の高まり

入学者数年次推移 (定員100名)

年度	入学者数
H29	100
R1	93
R3	68
R5	51
R7	43
R8	58

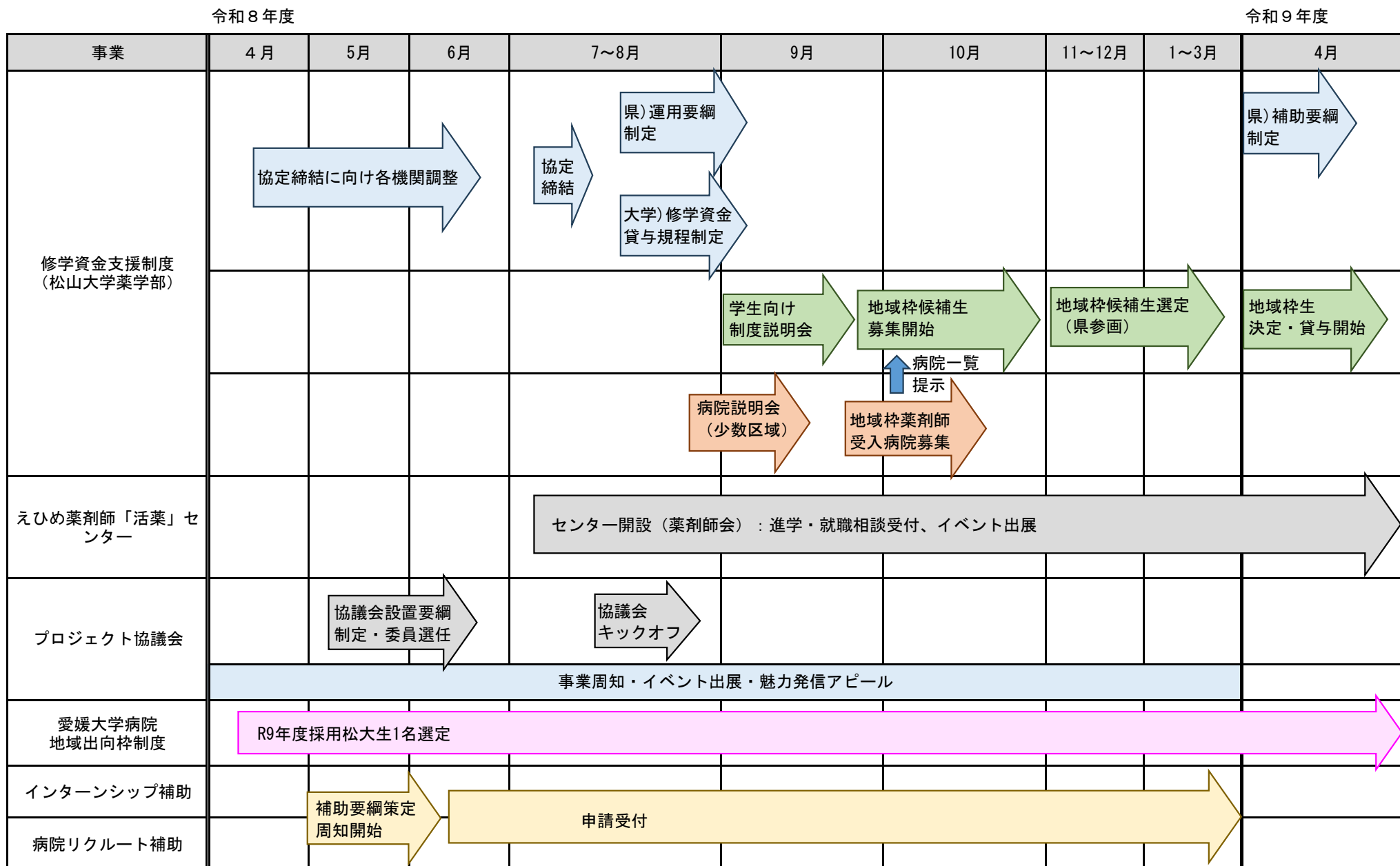
病院薬剤師

- 採用率(R7) 35.6%
- 充足率(R7) 84.9% (少数区域 81.8%)

【要因】

- 病院・薬局間の給与差
- 病院の勤務時間の長さ (夜間勤務等含む)

チーム医療を担う薬剤師確保促進事業費【令和8年度事業スケジュール】



えひめ薬剤師「^{かつやく}活薬」センターの運営について

1 設 置 令和8年7月22日（水）

2 実施主体 一般社団法人愛媛県薬剤師会（愛媛県病院薬剤師会と連携）

3 場 所 愛媛県薬剤師会館2階

4 役 割

（1）高校生・薬学生・家族等からの進学就職相談支援

- ・対応内容：大学進学費用（授業料免除制度など）、講義内容、国家試験など状況に応じて病院や薬局、松山大学、県に転送し対応
- ・応需体制：携帯電話1台（電話+SMS）、県薬剤師会 Instagram（匿名での受付可）

※相談内容に応じて適切に関係機関に繋げられるよう各機関の対応内容をまとめたマニュアルの整備が必要

（2）インターンシップ等への参加支援（県補助金制度活用）

- ・参加を希望する学生等から相談があった際に、病院（薬剤部等）を通じてマッチングを行う

（3）薬剤師の魅力発信

- ・地域イベントへの出展や小学校等での体験授業の実施
《今年度の実績》
 - 4/26（日）今治せとうちみなとマルシェ（松山大学薬学部生参加）
 - 4/29（祝）松山市立久米小学校（道後温泉春まつり）
 - 6/21（日）八西防災ミライ会議
 - 7/2（木）愛媛大学教育学部附属小学校（体験授業）
- ・インターンシップや見学情報の収集・発信
発信を希望する病院や薬局のアピールポイント（写真・静止画）を発信
- ・求人情報誌の作成（既存事業）
《情報発信》
Instagram・県薬剤師会 HP・県 HP、チラシ、クリアファイル等の啓発資材
県Uターン就職相談窓口（東京・大阪・広島）、県広報誌、求人サイト登録者への発信など

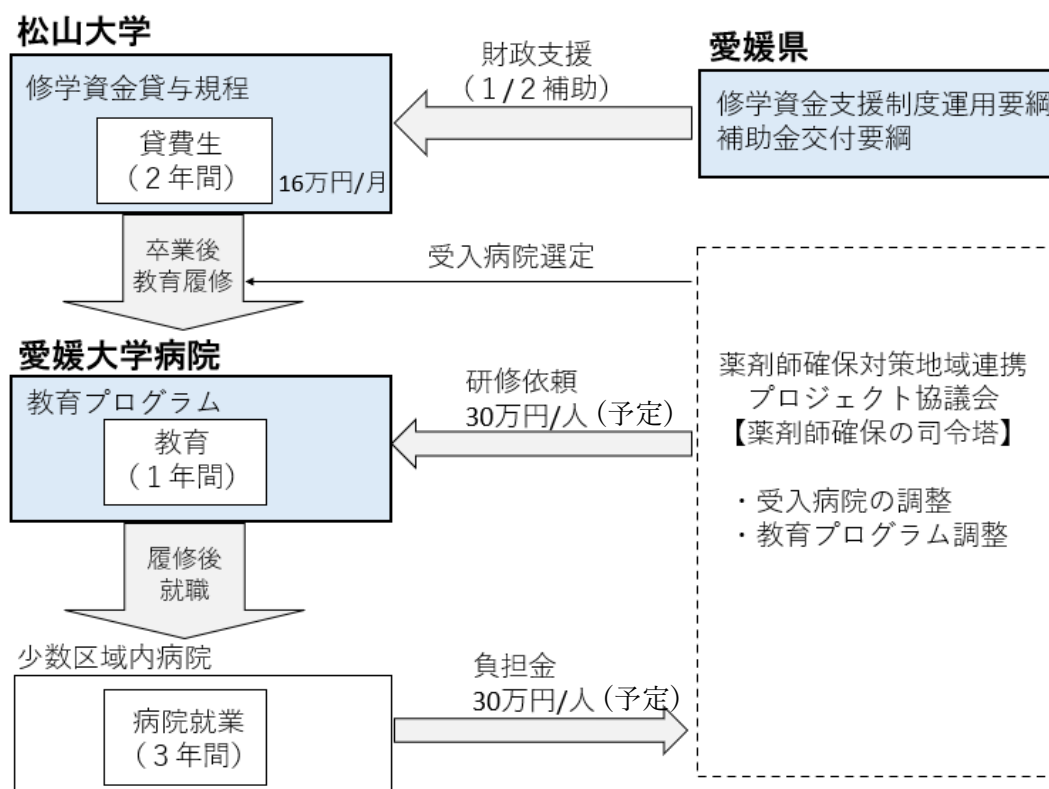


愛媛県薬剤師修学資金支援制度について

1 制度概要

修学資金の貸与	学校法人松山大学
貸与対象者	松山大学薬学部在学学生 5年生（2名）、6年生（2名）
貸与期間	2年間
貸与額	月額16万円／人（2年間総額384万円）
制度開始	令和9年度（令和8年度在学中の4・5年生）
返還免除要件	・松山大学薬学部 卒業 ・薬剤師国家試験 合格（薬剤師免許取得） ・卒後1年間、愛媛大学病院で研修受講（教育プログラム） ・研修後3年間、プロジェクト協議会で決定した病院薬剤師少数区域内の病院で勤務（教育プログラム） ※勤務3年目及びやむを得ない場合、本人の意向により、別の少数区域内の病院で勤務することも可能（病院とのマッチング）《検討中》
返還猶予要件 《検討中》	・災害、疾病その他やむを得ない事情により返還が困難と認められる場合 ・修学資金の貸与が取り消された後においても、大学に在学している期間
初年度の特例	9年度在学中の6年生への貸与を可能とする（1年間貸与） 愛媛大学病院研修後の病院勤務期間は2年間とする
県補助	貸与額の1/2を松山大学に補助

2 制度フロー



現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [保健福祉部 健康衛生局](#) > [薬務衛生課](#) > 愛媛県と学校法人松山大学及び愛媛大学医学部附属病院との愛媛県薬剤師
保修学資金支援制度に関する連携協定の締結について

愛媛県と学校法人松山大学及び愛媛大学医学部附属病院との愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度に関する連携協定の締結について

重要なお知らせ

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

ページID：0151786 更新日：2026年7月22日

愛媛県と学校法人松山大学及び愛媛大学医学部附属病院では、県内で不足する病院薬剤師の安定的な確保と定着を促進し、医療提供体制の充実を図ることを目的に、愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度に関する連携協定を締結しました。

連携協定の名称

愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度に関する連携協定

協定締結日

令和8年7月22日（水曜日）

協定書の内容

愛媛県（以下、県）、学校法人松山大学（以下、松山大学）及び愛媛大学医学部附属病院（以下、愛媛大学病院）が相互に連携及び協力し、愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度を効果的に運用することにより、愛媛県内の病院薬剤師の安定的な確保と定着を促進し、医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

- 1 松山大学は、松山大学薬学部生に対する修学資金の貸与に関する制度の新設及び運用に関すること。
- 2 愛媛大学病院は、支援制度を利用して卒業した薬剤師に対する教育の実施に関すること。
- 3 県は、松山大学及び愛媛大学病院の取組について助言し、協力及び連携を行うこと。

また、県は松山大学が創設する修学資金の貸与に関する制度の運用に関して、財政的支援を行うものとする。



[愛媛県雇用対策会議について](#)

[病院における薬剤師の県外リクルート活動の支援について](#)

[愛媛県感染対策ネットワーク（Ehime Infection Control Network：EIN s）について](#)

[愛媛県のがん対策の取組み](#)

[行政薬剤師 ～県民の命と安心を守る、もう一つの薬剤師の道～](#)

見つからないときは

よくある質問

愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度運用要綱【素案】

《主な規定》

1 目的

○愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度に関する連携協定書に基づき実施する薬剤師確保修学資金支援制度について、関係機関が連携して運用するために必要な事項を定めることにより、県内の薬剤師の確保を促進するとともに、病院に従事する薬剤師を確保し、もって医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 松山大学の役割

○学生募集にあたっては、事前に制度の周知及び主旨説明を行うとともに、応募する学生に対しては、面談等により県内病院への就職意向等を確認し、同意書の提出を求めるなどした上で、支援制度の利用者を採用する。

○支援制度の利用者が決定したときは、都度、氏名等の情報を県に報告する。

○修学資金の返還者が決定したときは、適切に返還に関する手続きを行うとともに、氏名のほか修学資金の返還計画、返還状況等の情報を県に報告する。また、返還決定者からの返還が遅延した場合は、催促等により返還を求める。

3 愛媛大学病院の役割

○大学病院は、卒後薬剤師が指定病院において自己研鑽し、更なる資質の向上を図られるよう、協議会が指定する教育プログラムに基づき1年間の卒後研修を行い、人材育成を図る。

4 指定病院の指定

○少数区域内の病院は、指定病院の指定を受けようとするときは、年度毎に協議会が指定する期日までに、必要書類を協議会に提出する。

○協議会は、病院から必要書類の提出があったときは、必要事項を確認した上で、指定病院として指定する。

○協議会は、指定病院から提出のあった雇用条件等の情報を松山大学に提供する。

5 協議会の役割

○協議会は、支援制度利用者への修学資金の貸与が開始される年度内に、支援制度利用者に勤務希望地域等の意向の確認を行い、当該意向を踏まえた上で、卒後研修後に勤務する指定病院の選定を行う。

○卒後薬剤師は、卒後研修後に指定病院で3年間勤務する。

○卒後薬剤師から指定病院の変更について要望があったときは、3年間の勤務期間のうち最終年度に限り認める。ただし、要望の事由が、業務上のハラスメント行為その他やむを得ない事由によるもの場合は、最終年度に限らず要望を認める。

○協議会は、指定病院の変更要望があったときは、速やかに協議を行い、新たに指定病院の選定に関する調整を行う。

○協議会は、卒後薬剤師から、指定病院で必要な期間の勤務を終えた後の就業先等について相談があったときは、適切に応じる。

6 指定病院の役割

○指定病院が卒後薬剤師を受け入れたときは、協議会が指定する教育プログラムに基づく教育を行うとともに、卒後薬剤師の現状等を把握するため、県担当職員の同席のもと、卒後薬剤師に対する定期の面談を実施する。

7 松山大学に対する補助

○県は、松山大学が支援制度の利用者に貸与する修学資金の経費の一部を補助する。

8 大学病院への卒後研修の委託

○協議会は、大学病院に卒後研修の実施を委託し、必要経費を支払う。

9 指定病院の負担

○指定病院が卒後薬剤師を受け入れたときは、卒後研修に係る経費として、負担金を協議会に支払う。

10 指定病院の基準

○初任給の給与水準は、概ね、年収〇〇万円以上とする。※検討中

○雇用条件を協議会に提示する。(勤務地、勤務時間、勤務形態、休日、給与月額、諸手当、昇給、賞与、社会保険)

○卒後薬剤師に対し、教育プログラムに基づく教育を行う。

○卒後薬剤師に対し、定期的に面談を実施すること。

○卒後薬剤師を受け入れたときは、協議会に負担金を支払う。

薬剤師の養成強化による病棟薬剤業務の向上

薬剤業務向上加算の新設

- 病棟薬剤業務実施加算1（120点/週1回）について、免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修体制を有するとともに、都道府県との協力の下で薬剤師が別の医療機関において地域医療に係る業務等を実践的に修得する体制を整備している医療機関が、病棟薬剤業務を実施する場合の加算を新設する。

(新) 薬剤業務向上加算 100点（週1回）



[算定要件]

病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、病棟薬剤業務実施加算1を算定しているものについて、薬剤業務向上加算として、週1回に限り所定点数に加算する。

[主な施設基準]

- (1) **免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること**として以下の要件を満たすこと。
- ア 研修を総括する責任者の配置及び研修の計画、実施等に関して検討するための委員会が設置されている
 - イ 十分な指導能力を有する常勤薬剤師が研修を受ける薬剤師の指導に当たっている
 - ウ 研修を受ける薬剤師の研修内容を定期的に評価・伝達する体制の整備及び研修修了判定が適切に実施されている
 - エ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施している
 - オ 研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施している
- (2) **都道府県における薬剤師確保の取組を実施する部署と連携して自施設の薬剤師を他の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を除く。）へ出向を実施させる体制**として、以下の要件を満たすこと。
- ア 出向先は、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関である
 - イ 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師である
 - ウ 出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、出向に関する具体的な計画が策定されている
- (3) 特定機能病院若しくは急性期充実体制加算1、2に係る届出を行っている保険医療機関であること。

病棟薬剤業務実施加算・薬剤業務向上加算の届出状況（四国厚生支局HP_R8.7.1時点）

	医療機関名称	医療機関所在地（住所）	病床数	受理届出名称	算定開始年月日
1	社会福祉法人 恩賜財団 済生会松山病院	松山市山西町880-2	一般 199	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
2	松山赤十字病院	松山市文京町1番地	一般 585	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
	松山赤十字病院	松山市文京町1番地	一般 585	病棟薬剤業務実施加算3	令和6年6月1日
3	松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	一般 382	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
	松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	一般 382	病棟薬剤業務実施加算3	平成29年7月1日
4	愛媛生協病院	松山市来住町1091-1	一般 88	病棟薬剤業務実施加算2	平成29年10月1日
5	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	一般 一般 270	病棟薬剤業務実施加算2	令和4年10月1日
6	社会福祉法人 恩賜財団 済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	一般 191	病棟薬剤業務実施加算2	令和元年10月1日
7	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	一般 360	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
8	独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番地27号	一般 199	病棟薬剤業務実施加算2	平成24年4月1日
	独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番地27号	一般 199	病棟薬剤業務実施加算3	令和2年4月1日
9	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	一般 一般 203／一般（感染） 2／結核 3	病棟薬剤業務実施加算2	令和4年10月1日
10	新居浜協立病院	新居浜市若水町一丁目7番45号	一般 46／療養 53	病棟薬剤業務実施加算2	平成24年11月1日
11	渡部病院	西条市周布331番地1	一般 52	病棟薬剤業務実施加算2	平成24年8月20日
12	西条中央病院	西条市朔日市804番地	一般 242	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
13	社会福祉法人 恩賜財団 済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	一般 152	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
14	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	一般 142／結核 8	病棟薬剤業務実施加算2	令和6年4月1日
15	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	一般 189	病棟薬剤業務実施加算2	平成27年9月1日
16	北条病院	松山市河野中須賀288番地5	一般 60	病棟薬剤業務実施加算2	平成24年4月1日
17	社会医療法人石川記念会 H I T O病院	四国中央市上分町788番地1	一般 一般 174／療養 療養 50／一般（感染） 感染 4	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
18	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地第1	一般 一般 199	病棟薬剤業務実施加算1	令和8年6月1日
19	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般 595／精神 40／一般（感染） 2	病棟薬剤業務実施加算2	令和7年3月1日
	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般 595／精神 40／一般（感染） 2	病棟薬剤業務実施加算3	平成28年4月1日
	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般 595／精神 40／一般（感染） 2	薬剤業務向上加算	令和7年3月1日
20	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	松山市南梅本町甲160	一般 321	病棟薬剤業務実施加算2	令和2年2月1日

病院インターンシップ等参加支援のご案内

愛媛県では、病院薬剤師を目指す県外薬学生等の皆さまを支援するため、愛媛県内の病院が実施するインターンシップへの参加や病院見学等のため愛媛県に帰省する際の交通費を支援します。【令和8年度】

支援内容

補助金額

➤ 上限10万円（年度中1人1回まで）

補助対象者

➤ 愛媛県出身で、愛媛県外の大学薬学部[※]に在籍する薬学生・薬剤師

補助対象経費

➤ 愛媛県内の病院が実施するインターンシップや就職説明会、見学会等に参加する場合に、居住地からインターンシップ等に参加する病院までの往復に要する経費

〔 鉄道（グリーン料金等を除く）・航空機（プレミアム料金等を除く）・バス
・船舶・高速道路通行〕

申請期間

➤ 令和8年5月18日～令和9年3月20日

申請方法

- ① 愛媛県HPから「補助金交付申請書兼実績報告書」様式をダウンロード
- ② インターンシップ等に参加

☞ 交付申請書兼実績報告書に必要事項を記入後、参加した病院の実施責任者の署名又は記名押印をもらってください。

- ③ 愛媛県薬務衛生課宛、交付申請書兼実績報告書と必要書類を郵送

☞ 審査後、交付決定通知書を郵送の上、指定口座に補助金を振り込みます。

※ 申請が予算額に達した場合は受付を終了します。

〔 予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算の範囲内で受け付けます。〕

えひめの病院の
魅力を体験して
みんな！



愛媛では、特に病院薬剤師が不足しています！
皆さんの力で、えひめの医療を支えてみませんか？

詳細は、愛媛県ホームページをご覧ください。



愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金《制度概要》

1 趣旨

令和5年に厚生労働省が公表した薬剤師偏在指標によると、本県の病院薬剤師は県全体で少数区域に指定されており、さらに圏域別では今治、八幡浜・大洲、宇和島の各圏域が少数区域に該当するなど、病院薬剤師の不足が顕著となっています。こうした状況を踏まえ、病院が、薬剤師の採用活動のため県外の大学訪問や就職セミナーなどに参加する際の経費を支援することで、病院薬剤師の確保を促進していくものです。

2 補助対象者

薬剤師の採用活動を行うため県外の大学訪問や就職セミナー等に参加する愛媛県内の病院開設者（県立病院を除く。）

3 補助対象経費

県内の病院開設者が、薬剤師採用のため令和8年度に県外の大学訪問や就職セミナー等に参加した場合に、病院所在地から大学訪問等々の参加場所の往復に要する交通費及び宿泊費が対象となります。

※宿泊費については薬剤師採用活動の実施日数に準じた日数を上限（前後泊が必要と認められた場合は含める。）とし、食事代等は補助対象外となります。

4 補助金の額

上記3の経費に補助率1/2を乗じて得た額（ただし、10万円を上限とします）

5 申請期間

薬剤師少数区域（今治圏域、八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域）の病院

令和8年5月18日～令和9年3月20日

その他区域（宇摩圏域、新居浜・西条圏域、中予圏域）の病院

令和8年11月1日～令和9年3月20日

6 補助金の交付申請方法

- ①採用活動実施後、別紙「補助金交付申請書兼実績報告書」に必要事項を記入の上、以下の必要書類と併せて愛媛県薬務衛生課に提出（郵送可）
- ②審査後、交付決定通知書を郵送の上、指定口座に補助金を振り込みます。

【必要書類】

- (1) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (2) パック旅行を利用する場合は、領収書又は旅程内容を証する書類
- (3) 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

※受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認める場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止します。また、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けます。

【申請書の送付先】

〒790-8570

松山市一番町4丁目4-2

愛媛県保健福祉部 健康衛生局

薬務衛生課 薬事係

詳細は県ホームページ
をご覧ください。



令和 8 年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 県は、病院に勤務する薬剤師の確保を促進するため、県内の病院開設者が薬剤師の採用活動を行うため県外の大学訪問や就職セミナー等に参加する際に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で薬剤師リクルート活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(対象者)

第 2 条 本事業の補助金を受けることのできる者は、薬剤師の採用活動を行うため県外の大学訪問や就職セミナー等に参加する県内の病院開設者とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 下表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額）を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
薬剤師採用活動経費	100,000 円	1 県内の病院開設者が薬剤師採用のため県外の大学訪問や就職セミナー等に参加する場合には、病院所在地から大学訪問等の参加場所の往復に要する交通費及び宿泊費のうち、必要と認められるもの。 2 宿泊費については薬剤師採用活動の実施日数に準じた日数を上限（前後泊が必要と認められた場合は含めること。）とし、食事代等は補助対象外とする。	1 / 2

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薬剤師採用活動が終了した日の属する年度の 3 月 20 日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (2) パック旅行を利用する場合は、領収書又は旅程内容を証する書類
- (3) 高速道路利用の場合は、ETC 利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

(補助事業の申請期間)

第 5 条 前条による補助金交付申請は、薬剤師少数区域（今治圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域をいう。）に所在する病院についてはこの要綱の施行日から申請を行うことができ、薬剤師少数区域外の圏域に所在する病院は令和 8 年 11 月 1 日以降から申請を行うことができる。

(補助金の交付回数)

第 6 条 補助金の交付は、同一交付申請者につき、年度中 1 回までとする。

(補助金交付申請書の受付)

第 7 条 受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認める場合は、予算

額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 知事は、第4条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により、交付決定を受けた者に通知する。

2 知事は、前項の規定により交付決定及び額の確定を行った場合は、第4条に規定する交付申請書兼実績報告書をもって、申請者から補助金の請求があったものとみなし、補助金を交付する。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、補助金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 愛媛県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

（関係書類の保管）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る関係書類を本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 8 年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

所 在 地
開 設 者 名
代表者職氏名
病 院 名

印

令和 8 年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金交付要綱第 4 条により申請します。

記

薬剤師採用活動 の内容	
薬剤師採用活動 の実施期間	
薬剤師採用活動 の実施場所	実施機関（イベント等）名： 所 在 地：
交通費・宿泊費 の額	円（内訳は別紙のとおり）
備 考	

交付申請額の積算

① 基準額（補助金の上限）	100,000 円
② 補助対象経費（別紙（A）の額）	円
③ 寄付金その他の収入額	円
④ ②－③の額	円
⑤ 交付申請額（①と④を比較して低い方の額） （※1,000 円未満は切り捨て）	,000 円

別紙 交通費・宿泊費の内訳

	交通手段	利用日	利用交通機関・区間	金 額
交 通 費	公共交通機関 鉄道（グリーン料金等を除く。）、バス、航空機（プレミアムシート料金等を除く。）、船舶			円
	自動車利用 高速道路利用料金のみ			円
	その他			円
	小計			円
宿 泊 費	宿泊（ホテル等利用）の有無 ☐ なし ☐ あり（食事の手配： ☐ なし ☐ 朝食付き ☐ 夕食・朝食付き） （ホテル等宿泊時の食事代は補助対象外） 宿泊先名称・所在地			
	利用日・泊数			
	金 額 （食事代等を除く）	円		
合計(交通費+宿泊費) (A)		円		

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により交付決定し、交付額を金 円に確定したので通知します。

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金
不交付決定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師リクルート活動促進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由：

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、病院に勤務する薬剤師の確保を促進するため、県外の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の薬学部（以下「薬学部」という。）に在籍する者等が、県内の病院が実施するインターンシップや見学会等（以下「インターンシップ等」という。）に参加する場合に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で薬剤師インターンシップ助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(対象者)

第2条 本事業の補助金を受けることのできる者は、本県出身で県外に居住し、県外の大学薬学部（以下「薬学部」という。）に在籍する学生又は薬剤師であって、県内の病院が実施するインターンシップ等に参加する者（以下「参加者」という。）とする。ただし、本県以外の都道府県内の病院等への就業が義務付けられている修学資金等の交付を受けている者は対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 下表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、その金額を対象経費から除外した額。）を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
インターンシップ等の参加経費	100,000 円	1 参加者がインターンシップ等に参加する場合に、居住地からインターンシップ等の参加場所までの往復に要する経費（鉄道（グリーン料金等を除く。）、バス、航空機（プレミアムシート料金等を除く。）、船舶又は高速道路通行（社会通念上適当と認められる経路に限る。）での移動に要した経費に限る。） 2 やむを得ない事情により病院のインターンシップ等が中止された場合、参加者が支払ったインターンシップ等に係る交通費も対象とする。ただし、参加者の事情による参加を取り下げた場合は対象としない。	10/10

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インターンシップ等が終了した日から30日を経過する日又はインターンシップ等が終了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 口座振替申込書兼債権者登録票（県様式）及び銀行口座等の通帳の写し（表紙と表紙の見返しの口座番号等を記載した部分）
- (2) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (3) パック旅行を利用する場合は、宿泊費を除く費用がわかる領収書等
- (4) 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付は、同一交付申請人につき、年度中1回までとする。

(補助金交付申請書の受付)

第6条 受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認める場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、第4条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により、交付決定を受けた者に通知する。

2 知事は、前項の規定により交付決定及び額の確定を行った場合は、第4条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出をもって、申請者から補助金の請求があったものとみなし、補助金を交付する。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 愛媛県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る関係書類を本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

氏 名
(署名又は記名押印)

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業に係る補助金の交付を受けたいので、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第4条により申請します。

記

インターンシップ等の内容・参加期間	内容： 参加期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
インターンシップ等の実施場所	実施機関名： 所在地：		
実施機関による確認	実施責任者：	印	※実施責任者の署名又は記名押印
申請者の住所・連絡先	住 所： 電話番号： メールアドレス：		
(在学生の場合) 大学名等	大学 学科（課程・学類）	学部（学群） 学年	
(薬剤師の場合) 免許番号等	薬剤師免許番号： 登録年月日：		
出身市町・高校	出身市町： 出身高校：		
修学支援金等の 交付状況	愛媛県以外の都道府県内の病院等への就業が義務付けられている修学資金等 ☐ 交付あり ☐ 交付なし		
交通費の額	円（内訳は別紙のとおり）		
備 考			

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

注2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 口座振替申込書兼債権者登録票（県様式）及び銀行口座等の通帳の写し（表紙と表紙の見返しの口座番号等を記載した部分）
- (2) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (3) パック旅行を利用する場合は、宿泊費を除く費用がわかる領収書等
- (4) 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(別紙) 交通費の内訳

交 通 費	交通手段	利用日	利用交通機関・区間	金 額
	公共交通機関 鉄道（グリーン料金等を除く。）、バス、航空機（プレミアムシート料金等を除く。）、船舶			円
	自動車利用 高速道路利用料金のみ			円
	その他			円
	合計（A）			円

交付申請額の積算

① 補助金の上限	100,000 円
② 補助対象経費（上記（A）の額）	円
③ 企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、その金額	円
④ ②－③の額	円
⑤ 交付申請額（①と④を比較して低い方の額） （※1,000 円未満は切り捨て）	,000 円

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第7条
第1項の規定により交付決定し、交付額を金 円に確定したので通知します。

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金
不交付決定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由：



7 チーム医療を担う薬剤師確保促進事業費

令和8年度当初予算（案）
予算額 13,602千円

チーム医療の推進の一翼を担う病院薬剤師を確保するため、関係団体や大学等と連携して小中高生への魅力発信を行うとともに、進学や就職に関する総合支援センターの設置や、松山大学薬学部への地域枠の創設などにより、薬学部への進学と病院への就職を促進することで、少数区域の病院薬剤師の増加を目指す。

お問い合わせ先
保健福祉部健康衛生局
薬務衛生課
(089-912-2390)

指標

施策

30 医療体制の整備

KGI

県内の病院に従事する薬剤師数

現状値

655人（R4年）

目標値

768人（R8年）

細施策

30-10 病院薬剤師の確保

KGI

病院薬剤師の充足率

現状値

84.9%（R7年度）

目標値

85.7%（R8年度）

事業イメージ

KPI

少数区域内の病院薬剤師充足率
（薬剤師確保計画の目標年次（R18）に100%を目指す
ための段階的な計画）

現状値

81.8%（R7年度）

目標値

82.3%（R8年度）

事業概要

1 薬学部への進学促進 6,663千円

薬剤師会×病院薬剤師会

薬学進学・就職総合支援センターの開設
薬学進学への“興味”と“意欲”の喚起

・モバイルファーマシー×薬学生（コラボ企画）
・小学生への調剤体験（児童クラブ等の活用）

・プッシュ型情報発信（LINE等）
・経験に基づく丁寧かつ適切なアドバイス

2 松山大学薬学部への地域枠設置（9年度から貸与開始）

松大×県

地域枠奨学金 松大×県（人材確保）

病院薬剤師に関心を持つ学生に対し奨学金を貸与（大学・県：1/2負担）

・対象：各学年2名（5、6年生）

・給付額：16万円/月 ※総額384万円

・返還免除：愛大病院で研修 ⇒ 少数区域内の県指定病院で勤務（貸与期間の1.5倍以上）

（参考）愛媛大学「地域出向枠」松大×愛大（スキルアップ）【0千円】
愛大病院に就職（3年）⇒ 一定期間少数区域内の病院へ出向

3 県外薬学生の県内病院就職促進 6,200千円

薬学生・県内病院

インターンシップ参加促進

県内病院へのインターンシップ等に参加
するための経費補助（上限10万円/人）

病院のリクルート活動支援

病院が県外の大学や就職セミナーで活動す
るための経費補助（上限10万円/病院）

4 薬剤師確保対策に関する協議会の設置 739千円

関係機関連携

薬剤師確保対策地域連携プロジェクト会議の設置

内容

事業展開の司令塔機能
事業内容の検討やイベント等の企画
地域枠・地域出向枠薬剤師の勤務先・出向先の調整 等

小・中・高校生

えひめ薬剤師“活薬”センター

●イベント、薬剤師の魅力を情報発信
●希望見学施設の案内（マッチング）

進学促進に向けた魅力向上

進学促進に向けた魅力向上

進学促進に向けた魅力向上

進学促進に向けた魅力向上

進学促進に向けた魅力向上

地域連携
プロジェクト会議

薬剤師会 松山大学
病院薬剤師会 愛大病院
県

県外
進学

県外大学薬学部等

インターンシップ
参加促進
（補助）
・Uターン就職促進

県内病院の
リクルート活動促進
（補助）

県内就職
促進



医師×看護師×薬剤師の“業務バランス”の適正化

→持続可能な地域医療の確保

松山大学薬学部

4年生から病院薬剤師の魅力発信

就職内定前にAction!

愛大地域出向枠
松大×愛大

地域枠奨学金
松大×県

就職

研修

愛大病院

大学病院勤務による
スキルアップ

教育プログラムに
基づく人材育成

3年後出向

就職

少数区域の病院

今治

八幡浜・大洲

宇和島

島根県で働いてみたい
薬学生・薬剤師今すぐエントリー!

令和
8
年度

オンライン 病院合同 就職説明会

事前
申込制

話が直接聞ける!

病院の現場の薬剤師から

病院薬剤師の
やりがいなどについて質問ができる!

令和8年

6/21日

9:00→16:10



参加病院(順不同)

- 1 安来市立病院
- 2 松江生協病院
- 3 医療法人財団 公仁会 鹿島病院
- 4 JCHO 玉造病院
- 5 雲南市立病院
- 6 斐川生協病院
- 7 出雲徳洲会病院
- 8 医療法人 同仁会 海星病院
- 9 島根県立中央病院
- 10 島根大学医学部附属病院
- 11 大田市立病院
- 12 社会医療法人 仁寿会 加藤病院
- 13 済生会 江津総合病院
- 14 国立病院機構 浜田医療センター
- 15 社会医療法人 清和会 西川病院
- 16 益田地域医療センター 医師会病院
- 17 益田赤十字病院
- 18 隠岐島前病院

対象者

島根県内の病院薬剤師業務に
興味のある薬学生及び薬剤師

※学年を問わず参加申込可能です



主催：島 根 県

共催：島根県病院薬剤師会

令和
8
年度

オンライン病院合同就職説明会

申込方法

しまね電子申請サービスで申込

送信完了画面が表示されているか要チェック！

二次元コードから
かんたん
申し込み！



内容を確認させていただいた後、zoom ミーティングの入室 ID、パスコードを記載したメールをお送りします。メールの内容をよく確認してください。

※ 6月19日(金) 12:00 までに県からのメールが届かない場合は、お問合せ先までご連絡ください。

応募締切：2026.6.18 木

当日のプログラム

おながい：各部の開始時間までに入室し、必ず注意事項(画面上で案内)を確認した上で視聴してください。

午前の部

9:00 ▶ 12:00

島根県からの説明
(各種助成金、イベント等について)

島根県病院薬剤師会
病院薬剤師の仕事や役割について

- 益田赤十字病院
- 松江生協病院
- JCHO 玉造病院
- 済生会江津総合病院
- 安来市立病院
- 公益社団法人益田市医師会立
益田地域医療センター医師会病院
- 社会医療法人清和会 西川病院
- 医療法人財団 公仁会 鹿島病院
- 国立病院機構 浜田医療センター

午後の部

13:00 ▶ 16:10

- 隠岐広域連合立隠岐島前病院
- 社会医療法人仁寿会加藤病院
- 出雲徳洲会病院
- 雲南市立病院
- 島根県立中央病院
- 大田市立病院
- 医療法人同仁会 海星病院
- 斐川生協病院
- 島根大学医学部附属病院

島根県からの説明
(各種助成金、イベント等について)

島根県病院薬剤師会
病院薬剤師の仕事や役割について

※途中で質疑応答の時間を設けます。

お問合せ先

島根県 健康福祉部薬事衛生課



0852-22-6529



yaka@zaishi@pref.shimane.lg.jp

令和 8 年 6 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（公 印 省 略）

都道府県における病院薬剤師確保の手引きについて

平素から厚生労働行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都道府県においては、医療計画に基づき、地域の実情に応じた薬剤師確保策を計画的かつ継続的に推進していくことが求められており、令和 5 年 6 月に薬剤師確保策を検討する際の参考として、薬剤師確保に関する目標設定や施策の方向性、個別の支援策等についてまとめた「薬剤師確保計画ガイドラインについて」（令和 5 年 6 月 9 日付薬生総発 0609 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）を発出しております。

この度、令和 7 年度医政局総務課医療提供体制確保対策等委託費「病院薬剤師の確保及び業務改革推進事業」において、各都道府県における病院薬剤師確保に係る医療計画への記載内容や、地域医療介護総合確保基金の活用実態、都道府県（医務課、薬務課）と職能団体（薬剤師会、病院薬剤師会等）の連携実態や課題を収集し、職能団体との連携が円滑に進むことを目的とした、都道府県向けの「都道府県における病院薬剤師確保の手引き」を作成しました。

本手引きは、薬剤師確保計画ガイドラインに係る具体的な検討手順や、関係団体との調整・連携方法等の実務上の運用についての内容を充実させており、都道府県が病院薬剤師確保策を実行するにあたって、実務的な参考資料としてご活用いただきたいと考えております。

貴部（局）におかれては、内容について十分に御了知の上、関係部局、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

都道府県における病院薬剤師確保の手引き 第 1 版

厚生労働省医政局総務課

目次

第1章 本手引きの目的	4
第2章 病院薬剤師確保の基本方針	6
第3章 都道府県における体制整備	7
1. 都道府県内の現状・課題把握	7
2. 都道府県内部への病院薬剤師確保に関する理解促進	8
3. 都道府県内での他部署との連携	9
4. 関係団体との連携体制の構築	10
5. 会議体の設置	11
6. 都道府県内の現状・課題の共有	12
7. 対応策の企画	13
第4章 都道府県における個別施策の推進	15
1. 薬学生等に向けた対策	15
(1) インターンシップ・職場体験の実施	15
(2) 就職説明会・マッチングイベント開催	18
(3) 研修体制の整備	20
(4) キャリア形成講義	20
(5) 病院見学会	21
(6) 地域医療体験	22
(7) 奨学金支援	25
(8) 病院の魅力発信のためのコンテンツ作成	29
(9) 病院薬剤師による個別相談	32
(10) ダイレクトメールの発信	32
(11) 高校生・中学生への啓発	33
(12) オープンキャンパス支援	37
2. 現役薬剤師に向けた対策	39
(1) 都道府県内病院への出向支援	39
(2) 業務改善支援・勤務環境改善支援	41
(3) 薬剤師の資質向上支援	41
3. 潜在薬剤師に向けた対策	42
(1) 潜在薬剤師へのコンタクト	42
(2) 復職支援研修の実施	42
(3) マッチング支援	46

4. その他の対象に向けた対策	46
(1) 病院経営層への理解促進	46
(2) 一般層（都道府県民等）への理解促進	46
第5章 個別施策の評価	48

第1章 本手引きの目的

令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」においては、薬剤師に地域偏在や業態偏在が生じていることが指摘され、地域の実情を踏まえ、病院の機能・規模やチーム医療の観点から、病院ごとに必要な薬剤師数、業務等の情報を把握した上で、病院薬剤師の確保対策を考える必要があることが示された。

また、「第8次医療計画等に関する検討会」において薬剤師の確保に関する議論が行われ、「医療計画について」(令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)の別紙「医療計画作成指針」においては、病棟薬剤業務やチーム医療等を中心とした業務・役割のさらなる充実に必要な病院薬剤師の確保を図る観点から、薬剤師の就労状況を把握すること、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用を含め、地域の実情に応じた薬剤師確保策を講じること、さらに確保策の検討・実施にあたっては、都道府県(薬務主管課、医務主管課)と都道府県薬剤師会・病院薬剤師会等の関係団体が連携して取り組むことが明記されている。

このため都道府県においては、策定した医療計画に基づき、地域の実情に応じた薬剤師確保策を、必要な体制整備を図りつつ計画的かつ継続的に推進していくことがもてめられており、令和5年6月に厚生労働省医薬局総務課より薬剤師確保策を検討するに際しての参考として、薬剤師確保に関する目標設定や施策の方向性、個別の支援策等についてまとめた「薬剤師確保計画ガイドラインについて」(令和5年6月9日付薬生総発0609第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)が発出されている。

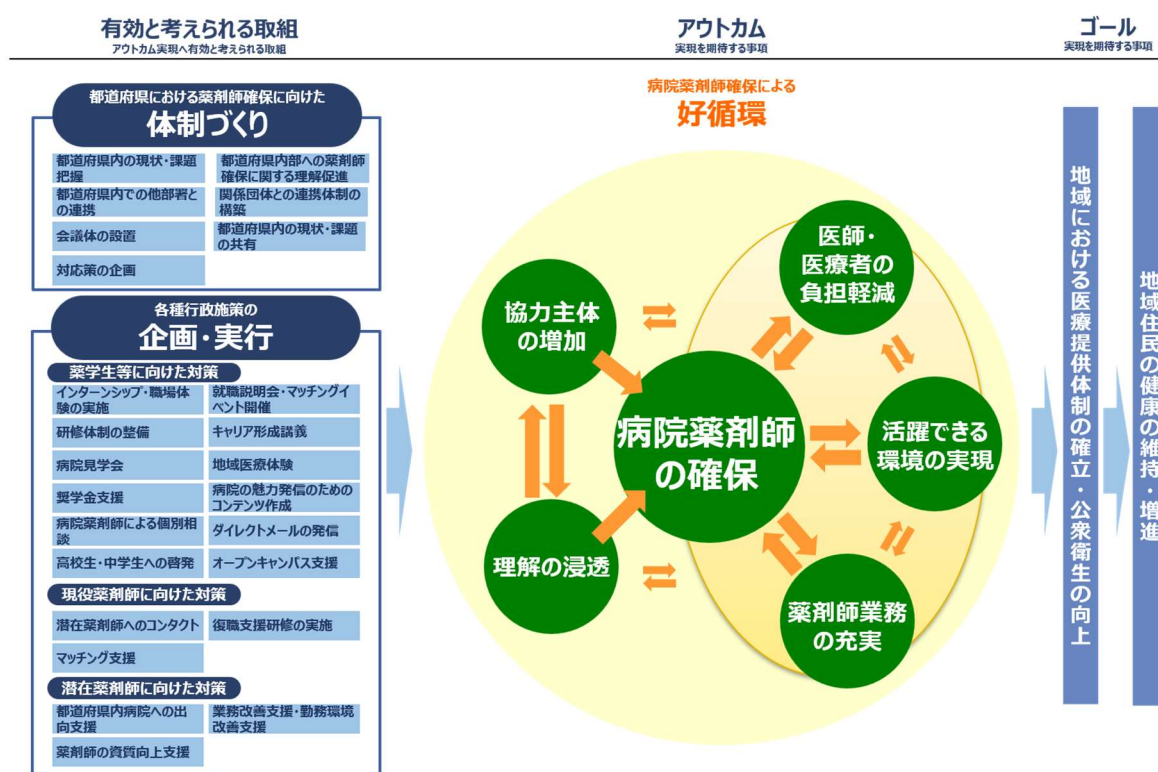


図1 本手引きの活用による都道府県における病院薬剤師確保に係る全体像

本手引きは、薬剤師確保計画ガイドラインを実行に移すため各施策について具体的な検討手順や関係団体との調整・連携方法等の実務上の運用についての内容を充実させており、都道府県が病院薬剤師確保策を実行するにあたって実務的な参考資料として参照されたい。

本手引きが都道府県で活用されることにより、各都道府県において病院薬剤師の確保が進む好循環が生まれ、地域における医療提供体制の確立や公衆衛生の向上により、その先にある地域住民の健康維持や増進につながることに期待している（図1）。

なお、本手引きは、特定の施策等の実施を一律に求めるものではなく、各都道府県がそれぞれの地域特性や体制に応じて、実現可能な病院薬剤師確保策を検討・選択する際の参考資料として活用されることを想定している。

第2章 病院薬剤師確保の基本方針

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とする（薬剤師法第1条）。

病院薬剤師は、医療機関において薬物療法に関与する薬剤の専門家として、調剤業務、病棟における薬学的管理、注射薬の無菌調製、医薬品情報の提供、医薬品管理等の業務を担っている。近年では医療技術の進展に伴い薬物療法が高度化しており、チーム医療においては薬剤師が主体的に薬物療法に参画することが、医療安全の確保の観点から重要となっている。

各都道府県においては、少子高齢化の進行や人口減少地域の拡大が見込まれる中、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められている。一方で、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在が指摘されており、地域や医療機関によっては病院薬剤師の確保が十分でない状況が見られ、地域医療提供体制の維持・充実の観点から、病院薬剤師の確保は喫緊の課題となっている。このため、各都道府県の実情を踏まえた病院薬剤師確保の取組を進めていくことが重要となる。

病院薬剤師の確保に向けた取組を効果的に進めるためには、都道府県において関係部局や関係団体と連携し、計画的に施策を推進していくことが重要である（図2）。まず、庁内において病院薬剤師確保の必要性に関する認識を共有するとともに、地域医師会等の医療関係団体、病院団体、薬剤師会、大学等の関係機関との連携や、継続的に議論・検討を行うための会議体の整備により実施体制の構築を行うことが望まれる。これらを踏まえ、都道府県においては、地域の医療提供体制や薬剤師の配置状況等の現状の把握及び課題の整理を行った上で、地域の実情に応じた病院薬剤師確保のための対応策を検討することが求められる。

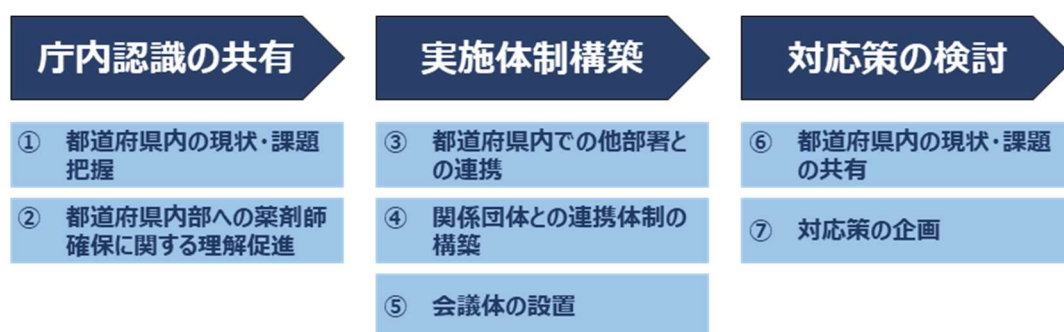


図2 病院薬剤師の確保のための個別施策の推進に向けたフロー

第3章 都道府県における体制整備

病院薬剤師確保策を推進するためには、関係者間において病院薬剤師確保の重要性について理解を共有するとともに、必要な人員や予算等の資源を確保し、関係部署が連携して取組を進められる体制を整えることが重要である。

本章では、都道府県における体制整備に必要な観点を整理する。

1. 都道府県内の現状・課題把握

病院薬剤師確保策を検討・推進するにあたっては、都道府県内における薬剤師の配置状況や就業実態、薬学生の就職希望状況を的確に把握するとともに、その背景にある課題を整理することが重要である。都道府県においては、国が示す薬剤師偏在指標等の既存データの活用に加え、薬剤師や薬学生向けのアンケート等の独自調査を通じて、地域の実情を的確に把握し、実態に応じた病院薬剤師確保策を検討することが必要である。

○ 薬剤師向け調査例：都道府県内薬剤師需給調査

都道府県内の個別医療機関の薬剤師の勤務状況や確保状況等の実態を把握し、市区町村・地域単位での薬剤師不足に対応する施策の検討に資する情報を収集することを目的として行う。

<調査対象>

- ・ 病院薬剤部、薬局等の管理職

<調査項目>

- ・ 薬剤師数（常勤／非常勤、年齢構成）
- ・ 夜勤・当直体制の有無
- ・ 病棟業務の有無
- ・ 採用状況（新卒採用人数（出身）、中途採用人数）
- ・ 離職状況（離職人数／離職理由／離職年齢）
- ・ 薬剤師の充足状況（十分／不足／大幅に不足）
- ・ 出向薬剤師の受け入れ希望の有無
- ・ 薬剤業務向上加算の検討の有無
- ・ 給与状況
- ・ 薬剤師を確保するにあたって必要な支援

○ 薬学生向け調査例：薬学生就職希望調査

薬学生の就職希望の実態を把握し、新卒薬剤師の確保に向けた効果的な施策の検討に資する情報を収集することを目的として行う。

<調査対象>

- ・ 都道府県内あるいは近隣大学の薬学生（5年次あるいは6年次）

<調査項目>

- ・ 就職希望先（病院／薬局／企業／行政／大学（進学・就職））
- ・ 就職希望地域（出身地／大学所在地／都市部／地方部）
- ・ 就職先を選定する際に重視する点（給与・待遇／勤務地／教育・研修体制／福利厚生／ライフワークバランス）
- ・ 奨学金返還支援ニーズ
- ・ 就職情報提供ニーズ（業務内容／キャリアパス／働き方／給与・待遇）
- ・ 希望する情報提供方法（現地見学／Web サイト／講演／SNS）

◇ アンケート調査のポイント

- アンケート調査は、調査対象に応じた関係機関と連携し、調査項目や実施方法について相談・同意を得た上で実施することで質の高い調査が可能となる上、アンケートの配布における支援も期待できる。
- Google Forms や Microsoft Forms 等の無料で利用可能なアンケート作成ツールを活用することにより、低予算でアンケートを作成・回収が可能となる。また、Web 回答方式を採用することで予算の軽減や効率的な分析の実施が期待される。

2. 都道府県内部への病院薬剤師確保に関する理解促進

都道府県担当職員の人員確保や個別施策に係る予算確保を進めるためには、病院薬剤師確保を所管する担当課の上長をはじめ、人事担当課や財政担当課等の関係部署に対し、病院薬剤師確保の重要性について理解を得ることが必要である。

そのためには、まず都道府県における病院薬剤師確保の現状や課題を把握・整理のうえ共有するとともに、病院薬剤師確保策が地域の医療提供体制の維持・確保を支える重要な施策であることを共通認識として持つことが必要である。また、病院薬剤師確保を担当する人員や予算が十分に確保されない場合に生じ得る弊害や、施策推進に伴う業務負担について庁内で認識を共有した上で、病院薬剤師確保策を推進するために必要な人的・財政的資源の確保を図ることが重要である。

○ 病院薬剤師確保に関する理解促進のための共有事項の例

<都道府県の病院薬剤師確保の現状と課題>

- ・ 都道府県内における薬剤師不足や地域・業態間の偏在の状況
- ・ 病院薬剤師確保は継続的に対応が求められる課題であること
- ・ 都道府県の策定した薬剤師確保計画に基づくものであること

<病院薬剤師確保策の重要性>

- ・ 地域の医療提供体制を維持・確保するために必要であること
- ・ 地域医療構想・医療計画の実効性を支える施策であること
- ・ 一過性ではなく、継続的な取組が必要であること

<病院薬剤師確保に係る業務の負担>

- ・ 施策の企画・実施・評価を一体的に行う必要があること

- ・ 複数の関係団体や医療機関との調整が継続的に必要であること
- ・ 会議体の運営や関係機関との調整、調査の実施等、一定の業務量が恒常的に見込まれること

＜人員体制が不十分な場合のリスク＞

- ・ 病院薬剤師不足の長期化・固定化
- ・ 各種関係団体や医療機関との調整の遅れ
- ・ マンパワー不足による取組の実効性の低下

☆ 人員確保のポイント

- 医療現場や地域医療の実情に精通した人材（特に薬剤師資格を有する者等）を担当に配置することで、現場実態を踏まえた事業設計や関係機関との円滑な調整が可能となり、取組の実効性が高まることが期待される。
- 薬剤師確保策の担当職員を専任として配置することで、薬剤師確保事業に係る関係者との関係構築、連携機関との折衝が円滑に進み、取組の効率的な実施が可能になる。

3. 都道府県内での他部署との連携

病院薬剤師確保策は医療提供体制や地域政策等の要素を含む横断的な政策領域であることから、都道府県内の他部署との情報共有や施策実施支援等の連携が重要である。そのため、各部署と連携するメリットを十分に把握し、必要に応じて具体的な協力依頼を行うことが円滑な協力体制の構築につながる。

○ 医務主管課・医療人材確保担当課（医師・看護師の人材確保対策担当課）との連携

医務主管課との連携により、病院薬剤師確保策を地域の医療提供体制の課題として位置づけ、実効性のある施策として推進することが可能となる。また、薬務主管課単独での調整が難しい医療機関との調整が可能となり、医療機関向け調査の推進や医療提供体制の実態把握等の協力が期待される。医師・看護師の人材確保対策の担当課との連携は、既存の人材確保スキームを病院薬剤師確保策に横展開し、効果的・効率的な施策の検討が可能となる。

＜依頼内容例＞

- ・ 医療機関向け調査の実施支援
- ・ 都道府県内の医療提供体制の情報共有
- ・ 医師・看護師確保策の情報共有
- ・ 病院薬剤師確保策の企画支援

○ 医療政策課との連携

医療政策課との連携により、地域医療構想及び医療計画との整合を図りながら、病院薬剤師確保策を検討・推進するとともに、医療提供体制の確保に係る庁内調整の円滑な推進が期待される。

<依頼内容例>

- ・ 医療計画への病院薬剤師確保策の記載
- ・ 庁内関係部局との調整支援
- ・ 医療機関団体との調整支援

○ 広報担当課との連携

都道府県の広報を担当する課との連携により、医療機関や薬学生向けの情報発信の質の向上や、行政の公式チャネルの活用が期待される。

<依頼内容例>

- ・ 都道府県の公式 Web サイト、広報誌、SNS 等を通じた情報発信支援
- ・ コンテンツの企画・作成支援（メッセージ整備、広報媒体の選定）

4. 関係団体との連携体制の構築

関係団体との連携体制を構築するにあたっては、都道府県が進める病院薬剤師確保策の趣旨を踏まえ、連携の目的を明確化するとともに、各関係団体に依頼したい内容を具体的に示すことが重要である。また、薬務主管課単独では連携が難しい大学、医療機関・医療機関団体等との連携体制を構築する際には、既に関係性が構築されている都道府県の病院薬剤師会や薬剤師会に加え、庁内の医務主管課や医療政策課等に紹介・調整を依頼することで、円滑な連携を図ることが可能となる。

○ 病院薬剤師会・薬剤師会との連携

病院薬剤師会や薬剤師会と連携することにより、現場の実態や課題を踏まえた施策の検討・実施が可能となるとともに、医療機関や薬局の関係者への円滑な周知や事業への協力が得られ、薬剤師確保策の実効性を高めることが期待される。加えて、都道府県においては、病院薬剤師会と薬剤師会が連携し、両者が情報共有や役割分担を図りながら一体的に取組を進めることができる体制づくりを支援することが重要である。

<依頼内容例>

- ・ 病院及び薬局薬剤師の業務内容・役割に関する情報提供
- ・ 薬剤師確保に関する課題・意見の提示
- ・ 医療機関向けアンケート調査への協力
- ・ インターンシップ、職場体験、就職説明会等への協力
- ・ 病院及び薬局薬剤師による講話・登壇協力

○ 大学等との連携

大学等と連携することにより、薬学生等を対象とした調査や取組の周知に対する協力等が得られ、進路や就職の意向等に関する情報を踏まえた、実効性の高い病院薬剤師確保策の検討・実施が期待される。また、都道府県の地域枠（病院薬剤師が不足する地域の学生を優遇

して受け入れ、卒後その地域で働いてもらうことを条件に受け入れる制度）の設置を検討するにあたっては大学との連携が重要となる。

＜依頼内容例＞

- ・ 薬学生等の進路や就職に関する意識やニーズに関する情報提供
- ・ 病院薬剤師確保に関する調査・研究的視点からの助言
- ・ 薬学生等への周知・依頼（アンケート、説明会、イベント）
- ・ インターンシップ・職場体験への参加促進
- ・ 地域枠の設置

○ 医療機関・医療機関団体（公益社団法人全日本病院協会 等）との連携

医療機関・医療機関団体と連携することにより、病院への周知や施策への協力が得られるとともに、病院側の人材採用や配置等の実態把握や調査の円滑な実施、医療機関側の意見の把握等を通じて、病院薬剤師確保策を実情に即した形で検討・推進することが期待される。

＜依頼内容例＞

- ・ 病院への周知・協力
- ・ 病院側の人材採用・配置・確保の実態提供
- ・ 医療機関向け調査への協力
- ・ 病院薬剤師確保に関する意見の提示

5. 会議体の設置

病院薬剤師確保策を関係団体の合意のもと、継続的かつ実効性のある施策として推進するにあたっては、関係団体が参画する会議体（検討会）の設置が効果的である。会議体において病院薬剤師確保の現状や課題について認識を共有し、現場の実態やニーズを踏まえた効果的な病院薬剤師確保策の検討・推進を図ることが可能となる。

会議体を設置するにあたっては、参画を依頼する各種関係団体に病院薬剤師確保における現状や課題の認識を共有し、設置目的や各機関が担う役割等の調整を実施する。その際は、都道府県の地域医療構想・医療計画を明確化し、整合性を図りながら調整を行うことが重要である。

○ 会議体への参画機関例

- 病院薬剤師会
- 薬剤師会
- 近隣大学の薬学部
- 医療機関
- 医療機関団体（公益社団法人全日本病院協会、全国自治体病院協議会 等）

○ 共有・調整事項例

- 都道府県の病院薬剤師確保の現状・課題の共有

- 都道府県の薬剤師確保方針等の共有会議体の設置目的の共有
- 会議体における役割の認識
- 各種関係団体からの要望・意見
- 会議の実施方法・開催頻度

☆ 会議体運営のポイント

- 各種関係団体間で病院薬剤師確保策に対する要望・方針等が異なる場合があるため、都道府県が調整役としての役割を担うことで特定の団体に偏らない調整が可能となり、関係者の合意形成や制度への信頼性・継続性の確保につながる。
- 医療機関や医療機関団体（公益社団法人全日本病院協会、公益社団法人 全国自治体病院協議会 等）が会議体に参画することにより、病院経営という観点から医師の意見を収集することが可能となり、病院側の薬剤師確保策への理解・協力の進展が期待される。
- 各種関係団体から参画する担当者は各種関係団体の会長や学長等を兼任している場合が多いため、Web 会議システム等を活用したオンラインでの打ち合わせの実施も検討する。

6. 都道府県内の現状・課題の共有

病院薬剤師確保策を効果的に進めていくためには、「1. 都道府県内の現状・課題把握」で調査・整理した事項について、関係者間で十分に共有することが重要である。都道府県においては、把握した現状や課題について、庁内関係部局に加え、病院薬剤師会や薬剤師会、全日本病院協会等の医療機関団体、大学等の教育機関等と共有し、認識の一致を図ることが求められる。これにより、関係者間での共通認識の下、優先的に対応すべき課題や役割分担の整理が進み、地域の実情に応じた実効性のある対応策の企画・検討につながることを期待される。

○ 共有すべき内容例

- 都道府県内の現状・課題把握のために実施した調査結果（医療機関ごとの薬剤師数や充足状況、就業実態、薬学生の就業希望状況等）
- 地域別の薬剤師配置状況や偏在の状況
- 既存施策の実施状況、成果及び課題
- 都道府県として重点的に対応すべき地域や対象

○ 共有方法例

- 関係団体、関係機関が参加する会議体（検討会）等での報告
- 調査報告資料の配布や都道府県 HP での公開
- 各種関係団体、協力機関への訪問による個別説明

- オンライン会議等を活用した情報共有

☆ 現状・課題の共有のポイント

- 単なる調査結果の共有のみにとどまらず、課題や背景を整理した上で共有すること。
- 地域別の比較や傾向が把握できる形で可視化等を行い、関係者が理解しやすい形で共有すること。
- 一方向な情報の提供ではなく、意見交換等を通じて関係者の理解を深めること。
- 関係者間での認識の一致を図り、優先的に対応すべき課題や役割分担の整理等、施策の具体的な検討につなげること。

7. 対応策の企画

病院薬剤師確保策は対象別に①薬学生等に向けた対策、②現役薬剤師に向けた対策、③潜在薬剤師に向けた対策に分類される。効果的な病院薬剤師確保策を企画・実施するためには、都道府県内の実情に応じて、確保策を実施する対象を明確化した上で適切な施策の企画を行うことが重要である。（個別施策の内容については「第4章 都道府県における個別施策の推進」を参照）

○ 薬学生等に向けた対策（P. 13～36）

薬学生等に向けた対策は、薬学部進学者が少ない、都道府県内に薬学部のある大学がない、若手薬剤師の離職が多い等、将来の薬剤師の確保・定着に課題を抱える都道府県において効果が期待される取組である。病院薬剤師の業務内容や役割について理解を深め、病院就職への関心を高めると共に、就職後のイメージギャップの防止や奨学金支援等を行うことで、就職希望者の増加や定着率の向上等の中長期的な視点での人材確保に対応することが可能となる。

○ 現役薬剤師に向けた対策（P. 37～39）

現役薬剤師に向けた対策は、採用後の定着率が低い、若手・中堅層の離職が多い等、医療現場で働いている病院薬剤師の定着に課題を抱える都道府県において効果が期待される取組である。現役薬剤師が継続して働きやすい環境を整備することで離職を防止し、人材の定着を図ることが可能となる。

○ 潜在薬剤師に向けた対策（P. 40～44）

潜在薬剤師に向けた対策は、薬剤師資格を有しながら現在は医療現場で就業していない薬剤師が、復職に対する不安や就業環境への懸念等により、医療現場への復帰が進んでいないという課題を抱える都道府県において効果が期待される取組である。復職支援研修やマッチング支援を行うことで、潜在薬剤師の復職を促進することにより、即戦力となり得る人材を確保するとともに、地域や医療機関における薬剤師不足の緩和につなげる事が可能となる。

以下に本手引きで紹介する個別施策を、薬学生等、現役薬剤師、潜在薬剤師別に整理し、該当するページを示す。

表 1 本手引きで紹介する個別施策一覧

個別施策	薬学生等	現役薬剤師	潜在薬剤師	該当ページ
インターンシップ・職場体験の実施	◎			P. 13
就職説明会・マッチングイベント開催	◎			P. 16
研修体制の整備	◎	○	○	P. 18
キャリア形成講義	◎	○	○	P. 18
病院見学会	◎	○	○	P. 19
地域医療体験	◎	○	○	P. 20
奨学金支援	◎	○		P. 23
病院の魅力発信のためのコンテンツ作成	◎	○	○	P. 27
病院薬剤師による個別相談	◎			P. 30
ダイレクトメールの発信	◎	○	○	P. 30
高校生・中学生への啓発	◎			P. 31
オープンキャンパス支援	◎			P. 35
都道府県内病院への出向支援		◎		P. 37
業務改善支援・勤務環境改善支援		◎		P. 39
薬剤師の資質向上支援		◎	○	P. 39
潜在薬剤師へのコンタクト			◎	P. 40
復職支援研修の実施			◎	P. 40
マッチング支援			◎	P. 44

◎：第4章で、施策の主な対象として明示的に位置づけた対象

○：第4章で、主な対象としていないが施策の効果が想定される対象

第4章 都道府県における個別施策の推進

病院薬剤師確保策は、地域の実情や課題に応じて多様な取組が考えられることから、各施策の目的や内容を理解し、計画的かつ効果的に推進していくことが重要である。

本章では、都道府県における病院薬剤師確保を目的とした個別施策の内容を示すとともに、実施にあたってのポイントを整理する。

1. 薬学生等に向けた対策

(1) インターンシップ・職場体験の実施

インターンシップ・職場体験の実施は、将来的に薬剤師としての進路・就業選択を行う薬学生等に対し、病院薬剤師業務や医療現場への理解を促し、職業選択の早期段階から関心を高めることを目的とした取組である。病院薬剤師不足は短期的な採用対策のみで解消することが難しく、中長期的な視点から、進学・就職前の学生の段階における意識醸成が重要となる。

実施する取組の期間（半日～数日間）によって実施内容は調整し、実際の病院薬剤師業務を体験・見学できる内容とすることで、病院薬剤師業務への理解を深める機会を提供できる。

＜想定されるプログラムの例＞

- ・ 薬剤室案内
- ・ 薬剤師業務説明（座学）
- ・ 調剤体験
- ・ TPN 調製見学
- ・ 内服調剤・監査見学
- ・ 注射調剤・監査見学
- ・ 服薬指導・病棟業務見学
- ・ 薬剤師との交流
- ・ 他部署案内

○ ポイント

- 県内出身の薬学生が多く在籍する大学を対象とすることでより U ターン就職の促進効果が期待される。
- 学生が参加しやすい休暇時期（8～9 月、3 月）等での実施により、遠方からの参加者の増加が期待される。
- 参加者の募集や取組の周知にあたっては、都道府県の HP や大学等での案内チラシの掲示等を活用し、対象とする薬学生等に情報がなるべく届くような工夫を行うことが効

果的である。大学との連携体制の構築が重要となる。

- 取組への参加に係る旅費の支援を行うことで、遠方からの参加者の増加が期待できる。
- 高校生を対象とする場合には都道府県教育委員会と連携することにより円滑な実施の推進が可能になる。
- 県内の病院が主催するインターンシップ・職場体験の情報を整理し、都道府県 HP 等で発信することも有益と考えられる。

○参考事例

県内病院における薬剤師インターンシップ・見学会情報の発信（新潟県）

○特徴

県内外の大学の薬学部又は薬科大学（いずれも6年制の課程に限る。）に在籍する薬学生を対象としたインターンシップ、病院見学会の情報を整理、公開し、県内病院への就業に向けた情報を効率的に得られる機会を提供している。

令和7年度に実施される新潟県内病院における薬剤師インターンシップ・見学会（HP公表用）

病院所在 市町村名	二次保健 医療圏	病院名	開設者	実施日時	時間	主な内容	募集人数	申込期限	詳細 ※ホームページ・チラシ	電話番号
県内各市		新潟県厚生連 11病院	厚生連	随時実施	・1日 ・半日	チラシ参照 1.オリエンテーション 2.病院内見学 3.薬剤部内業務見学・実践体験 《抗がん剤調製・TPH無菌調製・調剤業務など》 4.病棟薬剤師業務見学・実践体験 《服薬指導・病棟薬剤業務・カンファレンス・院内ラウンドなど》 5.注射個人セツト業務見学・実践体験 6.座談会（まとめ） 《先輩薬剤師への質問・院内職員との意見交換など》	制限なし	随時	 ダブルクリック	025-211-2715
村上市	下越	新潟県立坂町病院	県	随時実施	午後1時～4時	・薬剤部内の紹介、見学 ・先輩薬剤師からの話し	1日1名	随時	ホームページ	025-280-5561
村上市	下越	村上総合病院	厚生連	随時実施	半日もしくは1日 （希望する時間に調整可能）	チラシ参照 1.オリエンテーション 2.病院内見学 3.薬剤部内業務見学・実践体験 《抗がん剤調製・TPH無菌調製・調剤業務など》 4.病棟薬剤師業務見学・実践体験 《服薬指導・病棟薬剤業務・カンファレンス・院内ラウンドなど》 5.注射個人セツト業務見学・実践体験 6.座談会（まとめ） 《先輩薬剤師への質問・院内職員との意見交換など》	制限なし	随時	 ダブルクリック	025-211-2715
新発田市	下越	県立新発田病院	県	随時実施	13時～17時	・病院説明・見学 ・先輩薬剤師との座談会 etc	1日2名程度	随時	ホームページ	025-280-5561
新発田市	下越	新発田リハビリテーション病院	医療法人 愛広会	随時実施	9時～12時	・病院説明・見学 ・調剤or病棟業務体験（持参薬鑑別等） ・若手薬剤師と座談会他	1日1名	随時	ホームページ	025-388-2552
胎内市	下越	中条中央病院	医療法人 共生会	随時実施	9時～17時	・病院説明・見学 ・薬剤師体験 ・先輩薬剤師との座談会 etc	1日1名	随時	 ダブルクリック	0254-44-8800

出典：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/niigata-byouininternship.html>

(2) 就職説明会・マッチングイベント開催

就職説明会・マッチングイベントは、薬学生を対象に医療機関との直接的な接点を創出し、相互理解を深めることを目的とした取組である。病院薬剤師の業務内容や職場環境、キャリアパス等について、現場の薬剤師から直接情報提供を行うことで、学生の理解促進及び進路選択における病院就職の検討を促すことが可能となり、就職後のミスマッチを防止し新卒薬剤師の定着率の向上が期待される。

＜想定されるプログラムの例＞

- ① 開会
- ② 現役病院薬剤師による講演（業務内容、やりがい、キャリアパス 等）
- ③ 参加病院による個別プレゼンテーション（業務内容、研修体制、勤務環境、自病院の魅力）
- ④ 個別相談、座談会、質疑応答
- ⑤ 閉会、アンケート

○ ポイント

- 複数の医療機関が参加する合同形式とすることで、学生は病院ごとの特徴や役割の違いを比較しながら検討することが可能となり、医療機関側にとっても効率的な情報発信・人材確保の機会となる。
- 企業等が実施する就職説明会に併せて実施することで、病院単独では直接接点を持ちにくい学生等に対しても、病院の魅力をアピールできる機会となる。
- 個別相談や座談会等を組み合わせることで、学生の不安や疑問にきめ細かく対応し、就職後のミスマッチの防止にも寄与する。
- オンライン開催とすることで、県外の学生の参加促進や会場の設営等の実施負担の軽減が可能である。

○参考事例

薬学生向け静岡県病院合同業界研究会（静岡県）

○特徴

県内病院における薬剤師採用活動を支援するとともに、県内病院での病院薬剤師を志す薬学生に対し就職情報を提供する県主催の研究会。30を超える県内病院が参加し、病院薬剤師のキャリアや就職活動に関する講演、病院の魅力を発信する機会を提供している。

令和7年度 第2回

全国の6年制薬学部全学年対象 **薬学生向け**

静岡県病院合同業界研究会

静岡県内の38病院が大集合！

オンライン開催

令和8年 参加無料
2月23日（月・祝）
ふじさんの日

12:00～13:10 第1部 オープニング・特別講演

12:10～12:30 **特別講演1** **病院が求めている人材について**
牧野和也 先生
静岡県病院薬剤師会副会長、聖隷沼津病院薬剤課薬局長

12:30～12:50 **特別講演2** **病院薬剤師のキャリアアップについて**
嘉屋道裕 先生
静岡県立総合病院薬剤部部長代行

12:50～13:10 **特別講演3** **薬学生の就職活動の動向や面接、見学等の心構え**
キャリアアドバイザー
エムスリーキャリア株式会社

13:25～16:35 第2部 病院合同業界研究会

・30分5タームに分け、各病院の魅力をぎゅっとお伝え！
・1タームは薬キャリ1stが出身地別に招待しますので、どこの病院を聞か悩まない！
・2タームから5タームは、聞きたい病院を予約して話が聞けます！

参加病院

熱海所記念病院 伊東市民病院 沼津市立病院 聖隷沼津病院 静岡医療センター 静岡県立静岡がんセンター
三島中央病院 伊豆函南病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 聖隷富士病院 富士宮市立病院
清水さくら病院 清水厚生病院 静岡市立清水病院 静岡済生会総合病院 静岡徳州会病院
静岡県立病院機構（県立総合病院・県立こころの医療センター・県立こども病院） 静岡赤十字病院
コミュニティホスピタル甲賀病院 焼津市立総合病院 藤枝市立総合病院 島田市立総合医療センター
橋原総合病院 中東遠総合医療センター 菊川市立総合病院 磐田市立総合病院 公立森町病院
聖隷福祉事業団（聖隷浜松病院・聖隷三方原病院） 浜松医科大学医学部附属病院 浜松労災病院
遠州病院 すずかけセントラル病院 浜松医療センター 浜松赤十字病院 市立湖西病院

※参加病院は現時点の参加予定です。詳細は薬キャリのページからご確認ください。

主催：静岡県
共催：公益社団法人静岡県病院協会
静岡県病院薬剤師会
運営：薬キャリ1st

お申し込みはこちらから
※参加には薬キャリ1stへの会員登録が必要です。
<https://pcareer.m3.com/1st/event/111>
申込期限：2月16日（月）

出典：<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/eiseiyakuji/yakuji/1059416.html>

(3) 研修体制の整備

研修体制の整備は、病院薬剤師の資質向上及び新卒薬剤師の確保を図る上で重要な取組である。特に体系的な研修プログラムが整備されていることや、指導薬剤師等が在籍し日常的に助言・指導を受けられる環境があることが、薬学生が就職先を選定する際の重要な判断材料となる。

都道府県においては、各医療機関や病院薬剤師会と連携し、薬剤師の研修制度（卒前・卒後臨床研修等）の充実化に向けた支援や関係団体間の調整を行い、卒前から卒後までを見据えた切れ目のない育成体制の構築を促進することが望まれる。

＜想定される取組例＞

① 指導薬剤師の確保に向けた支援

- ・ 指導薬剤師向け研修の実施や費用補助等を通じて、指導薬剤師の養成を促進する。

② 卒前・卒後臨床研修の実施状況の把握と情報共有

- ・ 都道府県内の医療機関における研修体制の実態を把握・可視化し、好事例の横展開や研修内容の改善、標準化に向けた支援を行う。

○ポイント

- 卒後の臨床研修に関しては、令和6年に厚生労働省から「薬剤師臨床研修ガイドライン¹」が発出されており、研修体制や指導環境を検討する上で参考になる。また、令和6年度「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業報告書²」に、「薬剤師臨床研修の手引き」が別紙として作成されており、臨床研修体制の構築や指導薬剤師の役割等が整理されており、具体的な実施策を検討する上で参考となる。
- 卒前に行われる病院研修は、薬学生が就職先として病院を選択するにあたっての重要な契機となる。都道府県においては、地域内の大学や医療機関と連携し、実施されている卒前研修の実態を把握し、実習内容の見直しや充実させるための支援策を検討することが望ましい。

(4) キャリア形成講義

キャリア形成講義とは、薬学生等を対象に病院薬剤師の業務内容や役割、働き方、キャリアパス等について理解を深めてもらうことにより、将来の就業先として病院を選択することを促す目的として実施する取組である。現場で活躍する病院薬剤師等による具体的な事例紹介等を通じて、就職後の働き方や成長イメージを明確に示すことで、就業先の選択における不安の解消を図るとともに、病院就職への関心を高め、将来的な定着率の向上につながるこ

¹ 薬剤師臨床研修ガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/content/001234125.pdf>

² 令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業報告書：
<https://www.mhlw.go.jp/content/001488936.pdf>

とが期待される。

<想定されるプログラム例>

①導入

- ・ 講義の目的
- ・ 病院薬剤師の役割とキャリア形成の考え方

②病院薬剤師のキャリアパス紹介

- ・ 新卒～若手～中堅以降のキャリアモデル
- ・ 専門分野の選択、管理職の役割

③現役病院薬剤師による体験談

- ・ 自身のキャリア
- ・ やりがい・働き方

④資質向上について

- ・ 研修制度、専門・認定資格
- ・ 都道府県や病院による支援の取組の紹介

⑤質疑応答・ディスカッション

- ・ 参加者からの質問対応
- ・ 進路選択に関する相談

⑥まとめ・振り返り

- ・ 参加後アンケート

○ ポイント

- 事前に薬学生等が関心のある内容や当日知りたいことについて聴収し、その内容を講義に反映させることで、より効果的な取組とすることが可能となる。
- 都道府県の HP 等を活用して病院薬剤師のインタビュー記事や動画を発信することで、講義の実施負担を軽減しつつ、継続的な効果が期待できる。

(5) 病院見学会

病院見学会は、薬学生等を対象に、実際の病院を訪問し、病院薬剤師の業務内容や職場環境を直接見学する機会を提供することで、病院就職への関心を高めることを目的とした取組である。実際に病院での業務の流れや雰囲気を感じること、講義や資料では伝わらない病院薬剤師として働く具体的なイメージの形成を促進し、就職後のイメージギャップの防止を図るとともに、病院就職の理解の促進や定着率の向上につながることが期待される。

<想定されるプログラム例>

①オリエンテーション

- ・ 病院及び薬剤部の概要説明

- ・ 見学の目的・注意事項の説明
- ②薬剤部内見学
 - ・ 調剤室、注射室、DI 業務の紹介
 - ・ 業務内容や役割の説明
- ③病棟業務・服薬指導見学
 - ・ 病棟薬剤師の業務紹介
 - ・ チーム医療における薬剤師の関わりの説明
- ④若手・中堅薬剤師との座談会
 - ・ 業務のやりがい、働き方、キャリア形成についての意見交換
- ⑤質疑応答・まとめ
 - ・ 参加後アンケート

○ ポイント

- 県内出身の薬学生が多く在籍する大学を対象とすることでより U ターン就職の促進効果が期待される。
- 学生が参加しやすい休暇時期（8～9 月、3 月）等での実施により、遠方からの参加者の増加が期待される。
- 参加者の募集や取組の周知にあたっては、都道府県の HP や大学等での案内チラシの掲示等を活用し、対象とする薬学生等に情報が確実に届くような工夫を行うことが重要である。大学との連携体制の構築が重要となる。
- 取組への参加に係る旅費の支援を行うことで、遠方からの参加者の増加が期待できる。

（6）地域医療体験

地域医療体験とは薬学生等が地域医療を実際に体験する機会を提供し、地域医療における病院薬剤師の役割ややりがいを理解し、将来の就業先として地域医療を提供する病院を選択することの促進を目的とした取組である。特に都市部と比べて地方部は薬剤師確保が課題となっている場合が多く、地域医療に関心を持つ薬学生等を増やすことが、当該地域の薬剤師不足の解消につながることが期待される。

<想定されるプログラムの例>

- ①オリエンテーション
 - ・ 地域医療の概要
 - ・ 地域の医療課題
 - ・ 地域医療における薬剤師の役割
- ②地域病院・診療所での業務見学
 - ・ 業務紹介

- ・ 地域医療における薬剤師の役割

③地域で働く薬剤師との座談会

- ・ 地域医療に携わるやりがい
- ・ 都市部との違い、働き方の特徴

④振り返り・まとめ

- ・ 参加後アンケート

○ ポイント

- 学生が参加しやすい休暇時期（8～9 月、3 月）等での実施により、遠方からの参加者の増加が期待される。
- 離島や辺境の地域での医療体験は、交通が不便であることが多いため、1 泊 2 日での取組の実施等の工夫をすることも効果的である。

○参考事例

島原半島の医療と地域社会への理解を深める現地視察修学ツアー（長崎県）

○特徴

薬剤師少数地域に所在する医療機関や薬局等において、薬剤師業務の実態を見学する機会を無料で提供するとともに、地域医療と地域社会への理解を深めるツアーとなっている。地域医療の実態や離島の薬剤師の働き方を理解し、将来の地域医療に関心を持つ薬学生の拡大が図られている。

島原半島の医療と地域社会への理解を深める現地視察修学ツアー実施要領

1. 目的

国の薬剤師確保計画ガイドライン（R5.11）において、薬剤師の就業先には地域偏在や業種偏在があること等が示されたことから、県においては、令和6年3月に長崎県薬剤師確保計画を策定し、県内の薬剤師確保の方針を定め、薬剤師確保に向けた取組を実施している。この度、その取組の一環として、薬剤師が少数である地域に所在する医療機関や薬局等において、薬剤師業務の実態を見学する機会を提供するとともに、地域の魅力を広く発信することにより、島原半島の医療と地域社会への理解を深めていただくことを目的として、本ツアーを実施するものである。

2. 主催

長崎県

3. 実施内容

（1）病院や薬局等の業務見学

（2）大学間及び地域医療関係者との交流

（3）地域理解を深める現地活動

4. 対象者

薬学生（学年不問）

5. 日程

令和8年3月6日（金）～3月7日（土）【1泊2日】

別紙行程表（予定）参照

行程（予定）	時間
（1日目）病院、行政（保健所）見学、現地活動	9:00～18:00
（2日目）薬局見学、現地活動	10:00～15:30

※9:00 長崎県庁集合

※15:30 長崎県庁到着

6. 場所

島原半島の病院、薬局、保健所

7. 募集人数

5名程度（多数の場合は先着順）

8. 参加費

無料

行程表（予定）

（1日目）

時間	行程	場所
9:00	長崎県庁集合	長崎市尾上町 3-1
	移動（県手配のバス）	
10:30 11:30	病院見学①	愛野記念病院 （雲仙市愛野町 甲 3838-1）
11:30 12:30	昼休憩	
	移動（県手配のバス）	
13:30 14:15	保健所見学	県南保健所 （島原市新田町 347-9）
	移動（県手配のバス）	
14:30 15:30	病院見学②	長崎県島原病院 （島原市下川尻町 7895）
	移動（県手配のバス）	
16:00 18:00	地域理解活動	
	宿泊（県が手配した宿泊先）	

（2日目）

時間	行程	場所
9:00	宿泊先玄関周辺集合	
10:00 10:30	薬局見学①	島原半島の薬局
	移動（県手配のバス）	
11:00 12:00	薬局見学②	島原半島の薬局
12:00 13:00	昼休憩	
13:00 14:00	地域理解活動	
	移動（県手配のバス）	
15:30	長崎県庁着	

出典：<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/766972.html>

(7)奨学金支援

奨学金支援は、都道府県内の特定の病院に一定期間就職することを条件に、奨学金の貸与や返済支援を行うことで、薬学生等が進学・就職する際の経済的負担を軽減することを目的とした取組である。薬剤師が不足している病院を就業先の対象として選定することで、都道府県内の病院薬剤師不足や偏在を軽減することが期待される。特に、病院薬剤師確保が課題となっている地域の病院においては、都市部と比べて給与が低い場合も多く、経済的負担が薬学生にとって当該地域の病院への就職をためらう一因となっている場合もあることから、奨学金支援を通じた就業先の誘導が有効になり得る。

また、奨学金支援事業と薬学部の地域枠の設置を連動させることで、入学段階から卒業後の就業までを一体的に設計し、都道府県内の医療機関に就業する新卒薬剤師の計画的な確保につなげることが期待される。

奨学金支援事業を進めるにあたり想定される項目例を以下に示す。

① 支給内容

- ・ 支給金額
- ・ 支給方法
- ・ 支給期間

② 支給対象者の要件

- ・ 学年・在籍要件
- ・ 出身・居住要件
- ・ その他要件（指定する研修プログラムへの参加 等）

③ 就業要件・返還免除の条件

- ・ 就業先の範囲
- ・ 就業期間
- ・ 返還免除条件
- ・ 条件未達時の返還方法

④ 募集・選考

- ・ 募集方法
- ・ 選考方法

⑤ 交付手続き

- ・ 提出書類
- ・ 提出先・方法
- ・ 提出期日

⑥ 周知方法

- ・ 周知媒体
- ・ 周知内容
- ・ 周知時期

○ ポイント

- 日本病院薬剤師会より、「病院薬剤師確保の取組（修学支援金貸与等）の手引き（ver2.1）³」が発出されており、奨学金支援制度を検討するにあたり参考になる。
- 地域枠の設置や県で策定するキャリア形成プログラム等と連動した奨学金支援事業を計画することで、都道府県で必要とする薬剤師の確保のみならず、地域への定着を見据えた持続的な人材育成につなげることが可能となる。
- 既卒・現職者も対象とすることで、地域定着策としての実効性を高めることが可能である。
- 都道府県内において医師や看護師を対象とした奨学金返還支援事業等を実施している場合には、当該事業を所管する担当課と連携することで、事業設計や運用に関する知見を共有することができ、より実現性の高い取組の実施につながる。
- 奨学金支援の取組は継続的な実施が求められることから、予算の確保において、都道府県内の課題との整合や取組効果を具体的に示すことが重要である。

○ 留意点

- 支給対象や就業要件を過度に限定しすぎると、利用者が集まらないおそれがあるため、地域の実情を踏まえた要件設定とすることが望ましい。
- 就業要件や返還免除条件については明確に整理し、申請時点で十分に利用者の理解を得た上で運用を行うことが重要である。

³ 病院薬剤師確保の取組（修学支援金貸与等）の手引き（ver2.1）：
<https://www.jshp.or.jp/content/2025/1023-11-2.pdf>

○参考事例

薬剤師修学資金返済支援事業（石川県）

○特徴

地域連携薬剤師共育プログラムと連携した修学資金返済支援事業。基幹病院（県内大学病院など）と地域病院（能登地区など）の双方で就業しながら、専門資格を取得できるプログラムを県が新たに創設し、地域病院の薬剤師確保につなげている。プログラム満了後、在学中に借り入れた修学資金の返済を支援（最大240万円）。

奨学金を利用・返済している
薬学生・薬剤師の皆様へ

病院薬剤師としてスキルアップをしたい、
大学病院や地域病院のどちらで働くか迷う方へ。

石川県地域連携薬剤師共育プログラム & 石川県薬剤師修学資金返済支援事業



石川県では、県内の病院で働く薬剤師の
「専門資格の習得」のサポートと、「修学資金返済」の支援
をしています！

9分野・29種類の専門・認定薬剤師の中から、目指したい資格を選択
→6～9年間で大学病院等や地域病院の両方に就業し、キャリアアップ

+

在学期間中に借り入れた修学資金
の返済を支援（最大240万円）



**石川県で活躍する
病院薬剤師を
募集！**

お問い合わせ先
石川県健康福祉部薬事衛生課
Tel: 076-225-1442
Mail: yakuji@pref.ishikawa.lg.jp

QRコードはここに貼る

病院における薬剤師の仕事内容（例） （薬局で働く薬剤師との違い）

病棟業務
（薬剤管理指導業務）

- 入院時診療の確認と管理
- 病棟回診カンファレンスへの参加
- 患者の指導・注射状況の把握・投与確認・相互作用・効果・副作用の確認と薬害指導
- 薬物血中濃度の解析・レポート、処方設計、処方変更（TDM業務）といった薬剤師による専門的な業務を行う。

チーム医療への参画
（医療職への連携）

周術期管理チーム、術後療養管理チーム、精神科リハビリチーム、感染制御チーム、抗がん薬適正使用支援チーム、栄養サポートチーム、緩和ケアチーム、看護連携ケアチーム等、多種多様なチームのなかで、薬剤師の経験から患者に寄り添った診療を提供する。（ICU/ICU病棟で勤務する場合）

外来化学療法
（抗がん剤治療・製剤調製）

がん治療は効果が証明された計画（レジメン）通りに実施することが大切です。

- 抗がん剤・注射剤の配合・投与の確認
- 抗がん剤の適正使用（薬害管理）と品質管理
- 患者への薬害指導と副作用の確認

定期的な症例検討会での報告

患者の症例について、治療記録や処方箋・処方箋、医師、看護士等医療スタッフからの相談の質によって得られた情報等を用い、臨床経験を評価する。患者からの意見や情報の共有が、薬剤師の教育・学びとなり、効果的な治療に結びつけた医療の提供が可能となる。

がん患者さんの中には住み慣れた地域で生活を行いたい方が多くいます。大学病院で培った経験を活かして、支援療法や化学療法の減量など様々な面から、がん治療に貢献することができました。

がん患者さんの中には住み慣れた地域で生活を行いたい方が多くいます。大学病院で培った経験を活かして、支援療法や化学療法の減量など様々な面から、がん治療に貢献することができました。

認定・専門薬剤師（資格取得）によって、薬剤師の視点から専門的な意見が可能に。
医療従事者や患者から、より信頼が得られ、薬剤師としてのキャリアが広がります。

石川県では、認定・専門薬剤師を取得できるプログラムを提供
新卒でも中途でもサポートが万全のため安心

石川県で病院薬剤師としてキャリアアップしませんか？

出典：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/ykj/hpp.html>

○参考事例

薬学生修学資金貸付制度（宮城県）

○特徴

県内の病院薬剤師が不足している地域の医療機関で、病院薬剤師として勤務しようという意思のある薬学生に対して、修学資金を貸し付ける制度であり、薬学生の修学支援に合わせて県内の病院薬剤師が不足する医療機関における医療提供体制の整備が図られている。また、修学支援金の貸し付けを希望する薬学生向けのガイドブックを作成し、県内の病院薬剤師の不足状況や制度の目的、貸付申請から修学資金交付までが1冊で理解できるようになっている。また、県で策定するキャリア形成プログラムに沿って従事することとしており、認定薬剤師や領域別認定薬剤師、専門薬剤師の資格取得等の薬剤師の資質向上にも寄与する取組となっている。

宮城県薬学生修学資金貸付制度 ガイドブック |

令和7年8月（第2版）

宮城県保健福祉部薬務課



©宮城県・旭プロダクション

II 宮城県薬学生修学資金貸付制度の概要

1 本制度の目的

将来、県内の薬剤師が不足している地域の医療機関で、薬剤師として勤務しようという意思のある薬学生に対して、修学資金を貸し付けることにより、県内の医療機関における薬剤師を確保し、医療提供体制の整備を図ることを目的としています。

2 本制度の概要

名 称	宮城県薬学生修学資金貸付制度	
貸 付 対 象 者	薬剤師不足地域内の医療機関への勤務意思を有する薬学生	
就 学 先	東北医科大学 (地域支援制度)より入学	東北大学 (薬学部薬学科へ進学)
定 員	各学年4名程度	各学年1名程度
貸 付 期 間	6年間 (大学1学年4月～大学6学年3月)	3年間 (大学4学年4月～大学6学年3月)
貸 付 金 額	月額5万円(6年計360万円)*	月額5万円(3年計180万円)
返 済 額	貸付金額+貸付金額×利息(年10%)	
返済免除要件	■ 指定医療機関で、必要従事期間(貸付期間の1.5倍の期間)、勤務すること ■ 特定医療機関で、必要従事期間の半分以上の期間、勤務すること ■ 県が策定するキャリア形成プログラムを満了すること	
従 事 先	必要従事期間中の従事先は、指定医療機関に限ります。 【指定医療機関について】(医療機関名は次ページ参照) 県が貸付対象者ごとに指定する県内の医療機関のことで、特定医療機関及び研修実施医療機関一覧から選定します。 特 定 医 療 機 関：薬剤師が不足している地域(仙台市以外の地域)の公的医療機関 研 修 実 施 医 療 機 関：①大学病院及び地域医療支援病院(公的医療機関に限る) ②専門領域認定・専門薬剤師の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院 なお、特定医療機関及び研修実施医療機関一覧は毎年度見直しを行い、従事先選定時点の一覧から選定します。一覧は県ホームページで公開しています。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/syugakusikin.html	
キャリア形成プログラム	■ 最初の2年間は、研修実施医療機関における初期臨床研修により、病院薬剤師の基本的なスキルを習得します。 ■ 3年目以降は、薬剤師が不足している特定医療機関に従事し、地域医療に貢献します。 ■ 必要従事期間中、希望に応じて、認定薬剤師、領域別認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得を目指します。	
そ の 他	1 薬学生修学資金貸付条例及び薬学生修学資金貸付条例施行規則等の規定を遵守すること。 2 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。	

*東北医科大学については、大学の奨学金制度(月額5万円(6年計360万円))と併用(地域支援制度)

3

出典：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/syugakusikin.html>

(8) 病院の魅力発信のためのコンテンツ作成

病院の魅力発信のためのコンテンツ作成は、都道府県内の病院で働くことの魅力を発信することにより、薬学生等に対して地域内の病院を就職先として選択してもらうことを目的とした取組である。実際に現場で働く病院薬剤師の働き方や日常を具体的に示すことで、就職希望者の拡大を図るとともに、就職後のミスマッチの防止や定着率の向上につながることを期待される。

○ ポイント

- 魅力の発信に加えて、就職情報や就職説明会・インターン等のイベント情報を同時に発信することで、他の取組との連携や取組効果を高めることが期待される。
- 情報の発信は都道府県の HP や SNS、動画サイト、テレビ番組等、様々な媒体を用いることで、薬学生等や現役薬剤師、潜在薬剤師への取組効果も期待できる。

○参考事例

HP（やまぐち薬剤師ネット）の開設（山口県）

○特徴

やまぐち薬剤師ネットは山口県公式の薬学生・薬剤師の就職マッチング交流サイト。山口県内の病院・薬局の紹介や、就職説明会やインターンなどのイベント情報を発信している。Web サイトは中高生向けコンテンツや薬学生向けコンテンツ、求人情報等が掲載されており、薬剤師関連の情報を広く提供している。また、山口県で働くことの魅力を解説する冊子を作成し、県内の薬剤師確保に効果的な情報発信を行っている。

～アプローチしたい対象別にコンテンツを用意～

- 中高生向けコンテンツ
薬剤師の仕事紹介、県内薬学部紹介、薬剤師の魅力紹介 等
- 薬学生向けコンテンツ
奨学金返還支援制度の案内、人材育成プログラムの紹介 等
- 現役薬剤師向けコンテンツ
研修会・講習会について、薬剤師申請・届出 等
- 潜在薬剤師向けコンテンツ
就職相談支援センターのご案内、リカレント研修の案内 等

～求人情報の掲載～

施設一覧表示

求人条件

- 病院
土日祝が休み、隔週で残業なし。
- 山口県○○市○○
- 勤務体制 日勤のみ
- 子育て支援 スキルアップ 認定薬剤師等自他

求人条件

- 薬局
山口県○○市○○
- 子育て支援 スキルアップ 認定薬剤師等自他

～山口県で働くことの魅力の発信～

就職するなら山口県!
やまぐちライフデザイン設計書

ファイナンス・プランナー 監修

30代 40代 50代 60代

10-20代

安全・安心な環境

働きやすく、暮らしやすい。山口県!

① 住環境
通勤時間が短く、ゆとりです!
希望する仕事で働いています!
事故や災害の少ない仕事環境です!

② 子育て・教育
子育てしやすい環境です!
1人ひとりに目が行き届きます!
特色ある学校づくりが進んでいます!

③ 医療・健康
とにかく安く借りられます!
いざ、というとき安心です!

④ 自然・文化
個性に合わせて自由な時間を楽しめます!
広々とした空間が広がります!

出典：<https://yamaguchi-yakuzaishinet.jp/>

○参考事例

医師・薬剤師・看護師のための移住・ワーケーションガイド ” Mateni +PLUS” ！（北海道）

○特徴

北海道に移住した医師・薬剤師・看護師の方々からのインタビュー「充実の北国暮らし」のほか、医療従事者の不足が見られる地域について、エリアごとの「暮らしのいろは」、「医療機関情報」等を掲載し、薬剤師不足の地域への就業促進が図られている。また、北海道薬剤師バンクと連携し、薬剤師や薬学生の効果的な就業の促進が図られている。



出典：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/tkj/222829.html>

(9) 病院薬剤師による個別相談

病院薬剤師による個別相談は、薬学生等を対象に、質疑応答等を通して病院で働く薬剤師が就業に関する不安や疑問等に個別に対応する取組である。業務内容や働き方、キャリアパス、ワークライフバランス等について、現場の実態を踏まえた具体的な相談を行うことで、病院薬剤師として働くことへの理解を深め、就業意欲の向上を図ることが期待される。

<想定される取組例>

- ① 就職説明会やキャリア形成講義に合わせた個別相談
 - ・ 就業先選択に関する相談
 - ・ キャリア形成に関する相談
- ② 病院見学会に合わせた個別相談
 - ・ 若手・中堅薬剤師への相談
 - ・ 見学した病院に関する相談
- ③ オンラインによる個別相談
 - ・ Web 会議システムを用いた個別相談
 - ・ 県外在住の学生に対応した相談

(10) ダイレクトメールの発信

ダイレクトメールの発信は、薬学生等を対象に、都道府県内の病院で働くことの魅力や就職説明会、病院見学会、個別相談等の情報を直接届ける取組である。対象者の関心に応じた情報を適切なタイミングで発信することで、各種取組への参加促進が期待される。

<想定される取組例>

- ① 薬学生向け就職情報サイトを活用した発信
 - ・ 就職情報サイトのメール配信機能を活用
 - ・ 登録情報（学年、居住地域、就業意向や関心等）を踏まえた配信が可能
- ② 大学等の教育機関を通じた発信
 - ・ 学内メールを活用した配信が可能
 - ・ 学年別に情報の発信が可能
- ③ 医療系情報サイトを活用したメール配信
 - ・ メール配信サービスを活用
 - ・ 登録情報を基にリーチしたい対象に配信が可能
 - ・ 開封率の把握が可能
- ④ 他の取組等で収集したメールアドレス宛てに発信
 - ・ 就職説明会や病院見学会に参加した学生等を対象に配信
 - ・ メールの配信について予め承諾を得る必要がある

(11) 高校生・中学生への啓発

高校生・中学生への啓発は、セミナーや Web コンテンツ等を通して将来の進路選択を見据えた早期段階から、薬剤師という職業や病院薬剤師の役割について理解を深めてもらうことを目的とした取組である。医療現場における薬剤師の業務内容や社会的役割、やりがい等を分かりやすく伝えることで、医療職への関心を喚起し、将来的な薬剤師志望者の拡大を図ることが期待される。

<想定される取組例>

① 高校生・中学生向けの医療体験セミナー

- ・ 病院薬剤師の実際の業務や医療現場における役割について、薬剤師による講演や業務体験等を通じて具体的に理解してもらう内容を中心に構成する。

② Web コンテンツの作成・発信

- ・ 薬剤師の仕事内容や医療現場での役割、進学から就業までの流れ等を分かりやすく整理し、学生が自ら情報に触れられる内容を中心に発信する。

③ 高校・中学校での出前講座・講演

- ・ 学校の進路指導や授業の機会を活用し、病院薬剤師が自身の経験を踏まえて、仕事のやりがいや社会的役割について伝える。

④ 動画コンテンツの活用

- ・ 病院薬剤師の実際の仕事の様子や病院薬剤師へのインタビュー動画等により、病院薬剤師の役割ややりがいを視覚的に分かりやすく伝える。

○ ポイント

進学の意思決定には保護者の意向も関係することから、保護者を含めた啓発を行うことで、進路選択における不安の軽減や理解の促進につながることが期待される。特に学費や奨学金、特待生制度等の経済的な負担や支援について、保護者の理解を促進することが重要である。

○参考事例

医療学習プログラム 君の未来をのぞいてみないか？（福島県）

○特徴

主に小中学生向けに、医療について興味・関心を高めることを目的に開設されたサイト。テキストや動画を通して、医療そして福島の現状と課題について親子で理解を深めることができる。薬剤師のページには薬剤師の役割や実際の業務の様子動画、薬剤師になるための進学フロー等が Web 上で分かりやすく学べるコンテンツとなっている。

出典：<https://fukushima-iryokids.jp/>

○参考事例

謎解きで発見！松丸君と学ぶ島根の病院薬剤師？（島根県）

○特徴

主に薬剤師になりたい中高生、進路に悩む中高生、又はその保護者向けに、病院薬剤師について興味・関心を高めることを目的に作成された映像。動画を通して、病院薬剤師が病院で働く姿、島根の未来を支える取り組みを見ることで病院薬剤師について親子で理解を深めることができる。ローカル番組でのリアルタイムでの視聴のほか、YouTubeでのコンテンツ提供、島根薬剤師会のホームページでの案内のほか、Instagramでの広報活動により広く周知されている。

謎解きで発見！

島根の病院薬剤師

松丸君と学ぶ

薬剤師って、どんな仕事？ その答えをナゾトキで解き明かす！
将来を考える中高生にぴったりの新感覚・学び番組。
病院で働く姿、島根の未来を支える取り組みを見れば
病院薬剤師のすべてがわかる！

【放送日時】
11月8日(土)
15時55分～16時25分

【出演】 ◆ 松丸 亮吾
(番組ナビゲーター)
◆ つるこ
(通称に迷う女子高校生)
◆ あゆむ
(薬学に興味を持ち始めた男子高校生)

【監修】 島根県病院薬剤師会 会長
／ 島根大学医学部附属病院 教授・薬剤部長
矢野 貴久

番組を見て、当てよう！
島根和牛プレゼント

実際の現場を見よう **中高生向け病院見学 募集中!!**

- 松江市立病院
- 地域医療機能推進機構 玉造病院
- 安来第一病院
- 島根県立中央病院
- 国立病院機構 浜田医療センター
- 津和野共済病院
- 松江赤十字病院
- 安来市立病院
- 雲南市立病院
- 島根大学医学部附属病院
- 益田赤十字病院

応募はこちら

QRコード

○放送のポスター

<http://www.simayaku.or.jp/info/wp-content/uploads/sites/3/2025/10/7ae73397e50ecab9b7733478b858c8a6.pdf>

○YouTube 動画

<https://www.youtube.com/watch?v=FB0kiu1lw1g>

○参考事例

中高生向けセミナー「薬剤師を目指そう！～薬剤師の仕事・大学紹介編～」（徳島県）

○特徴

実際に病院や薬局で働いている薬剤師、大学（薬学部）の教員、薬学生が、リアルな体験を講演するセミナー。セミナーでは個別に質問や相談ができるコーナーも設けている。保護者の参加も可能なため、本人だけでなく家族を含めた進路理解の促進が図られている。

薬剤師を目指そう!

～薬剤師の仕事・大学紹介編～

参加無料

 **日時** 2025.12.14(日) 13:00～15:00
会場 とくぎんトモニプラザ大会議室
(徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館9階)
対象 中学生、高校生、保護者、教員等
(学生のみ、保護者のみの参加も大歓迎!)

第一部 セミナー 13:00～

定員 50名程度
事前予約制
先着順、空きがあれば当日も参加可

- 「病院薬剤師って、どんな仕事しているの？」**
講師：徳島赤十字病院 薬剤副部長 組橋 由記 先生
- 「薬局のお仕事紹介」**
講師：(一社)徳島県薬剤師会 理事 木村 宣成 先生
- 「徳島大学薬学部の紹介**
～研究を通じた創薬・臨床・地域医療を担う薬学人の育成～
講師：徳島大学薬学部 南川 典昭 教授
「学生からの大学生活と授業紹介
～研究型地域医療薬剤師育成プログラムを中心に～
講師：徳島大学薬学部5年生 原 悠斗さん
- 「徳島文理大学薬学部の特色 ～教育・国家試験対策・卒業生の進路～」**
講師：徳島文理大学薬学部 加来 裕人 教授／張 功幸 教授

第二部 個別相談会 14:20～ 定員なし／予約不要

現役の薬剤師、大学教員、薬学生 と直接お話ししてみませんか

徳島県薬剤師会、徳島県病院薬剤師会、徳島大学薬学部、徳島文理大学薬学部、徳島県がブースを設置し、あなたの質問や相談にお答えします!

申込・問合わせ先

徳島県保健福祉部薬務課 薬事審査・監視担当
TEL：088-621-2231
メール：yakumuka@pref.tokushima.lg.jp

 申込はこちらから
電話やメールでもOK!

主催：徳島県保健福祉部薬務課
協力：(一社)徳島県薬剤師会、徳島県病院薬剤師会、徳島大学薬学部、徳島文理大学薬学部

出典：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kenko/7308322/>

(12) オープンキャンパス支援

オープンキャンパス支援は、高校生を対象に、薬学部等への進学や将来の職業選択を検討する段階において、薬学部を持つ大学を実際に訪れる機会を支援する取組である。薬学部での学びや学生生活について具体的なイメージを持つことを促進し、薬学部進学希望者の拡大を図ることが期待される。

＜想定される取組例＞

① 関係機関との調整

- ・ オープンキャンパスを実施する大学と高等学校との連絡・調整役を担い、日程や実施内容等に関する情報共有を図ることで、円滑な実施を支援する。

② 経済的負担の軽減に向けた支援

- ・ 地理的条件等により参加が困難な学生に対し、交通費や宿泊費等の支援を行う。

③ 参加者の確保に向けた支援

- ・ 都道府県のホームページでの案内や、高等学校や関係機関を通じた情報提供を行い、参加者の確保を支援する。

④ 他の取組との連携

- ・ 職業体験や出前講座等、他の高校生向けの取組と連携した案内を行うことで、参加者の確保や情報の周知を支援する。

○ ポイント

- オープンキャンパスに係る旅費等の金銭的支援を行うことで、地理的条件等により参加が困難な高校生の参加に伴うハードルや負担を軽減し、広範な地域からの参加促進が期待される。

○参考事例

薬学部体験バスツアー（茨城県）

○特徴

県地域枠（薬学部）を設置する大学と連携し、オープンキャンパス実施前日に、県内の高校生限定で実施する体験型のツアー。薬学部の教育・研究施設等を見学するキャンパスツアーや入試説明会、体験実習、地域枠として入学した県出身者学生によるキャンパスライフ紹介等、将来的に薬剤師を目指す層への効果的な情報提供の機会となっている。

2025/8/8 Fri

お申し込みはこちらから
(申込者多数の場合は抽選になります)!

バス乗車場所 水戸駅(9:00)土浦駅(10:00)

順天堂大学薬学部 浦安・日の出キャンパス

40名限定
バスツアー

申込締切
7/16

千葉県浦安市にある順天堂大学薬学部は、2024年に開設され、今年薬学部棟が完成しました
新しいキャンパスを一緒に見に行きませんか?

参加費無料
昼食つき
記念品プレゼント

プレオープンキャンパス

薬学部を
目指す
高校生限定

■ キャンパスツアー
■ 体験実習
■ 入試説明会
■ 茨城県出身者のキャンパスライフ紹介
■ 質疑応答 など

スケジュール

水戸駅 9:00発 → 土浦駅 10:00発 → 順天堂大学 11:50着 15:50発 → 土浦駅 18:00着 → 水戸駅 19:00着

お問い合わせ 茨城県保健医療部医療局業務課薬事グループ
TEL 029-301-3393
E-MAIL iba-yakuzaisaitaisaku@pref.ibaraki.lg.jp

詳しくはこちら【県薬院課ホームページ】

茨城県 薬剤師確保 検索

資料提供 press release

令和7年7月15日
茨城県保健医療部医療局業務課

将来の薬剤師確保に向けた「薬学部体験バスツアー」の開催について

この度、下記のとおり、県内の高校生を対象に、本県の薬剤師確保の取組みで初めてとなる「薬学部体験バスツアー」を開催することいたしました。

本イベントは、将来の薬剤師のなり手を増やし、ひいては、地域医療で活躍する病院薬剤師の確保を図るため、茨城県地域枠(薬学部)を設置する順天堂大学との共催により、当該大学のオープンキャンパス実施前日に、特別に本県内の高校生限定で実施するものです。

当日は、バスで水戸駅(土浦駅経由)を出発し、順天堂大学薬学部を訪問し、キャンパスツアーと体験実習などを予定しています。

夏休み期間を利用し、高校生が薬学に触れる機会を設け、薬剤師を志望するきっかけになることを期待しております。

報道機関の皆様におかれましては、本イベントへの積極的な取材をお願い申し上げます。

記

1 名称
順天堂大学薬学部プレオープンキャンパスバスツアー

2 日程及び場所
令和7年8月8日(金)
順天堂大学薬学部 浦安・日の出キャンパス(千葉県浦安市日の出6丁目8-1)

3 費用
無料(昼食付)

4 スケジュール

場所	時間
水戸駅	9時00分発
土浦駅	10時00分発
順天堂大学	11時50分着、15時50分発
土浦駅	18時00分着
水戸駅	19時00分着

5 内容
キャンパスツアー、体験実習、入試説明会、茨城県出身者のキャンパスライフ紹介等

6 その他
応募者多数の場合は抽選になります。

【問合せ先】
茨城県保健医療部医療局業務課 担当技佐 野口(直通:029-301-3393)

出典：

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/hodo/hodo/pressrelease/hodohappyoushiryou/2203/documents/250715yakumu.pdf>

2. 現役薬剤師に向けた対策

(1) 都道府県内病院への出向支援

都道府県内病院への出向支援は、薬剤師が不足している病院に対し、薬剤師が比較的充足している病院からの出向を支援する取組である。病棟業務やチーム医療への参画等、病院薬剤師に求められる役割が高度化・多様化する中で、十分な薬剤師の確保が困難な病院においては、出向による人的支援が有効な手段の一つとなる。

出向支援の実施にあたっては、都道府県が出向元及び出向先となる医療機関との調整を行うとともに、出向の必要性や適正性について、公平・中立的な立場から判断・調整する役割を担うことが重要である。具体的には、都道府県医療計画等に基づき、地域における薬剤師の不足状況や偏在の実態を踏まえ、出向先となる医療機関を選定することが望ましい。

○ ポイント

- 日本病院薬剤師会が2025年6月に公表した「薬剤業務向上加算にかかる出向研修モデル作成の手引き（ver 1.0）⁴」において、具体的な先行事例や実践的な研修事例が整理されており、病院への出向支援策を検討・実施する上で参考となる。
- 地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師を派遣する取組については、地域医療介護総合確保基金の活用が可能である。
- 専門資格取得を組み込んだ育成プログラムと出向制度を一体的に設計することで、病院薬剤師の確保と育成を同時に進めることが期待される。
- 出向先の医療機関の選定に際し、アンケート調査等で医療機関の実態を把握することで、都道府県の医療計画や出向元の医療機関とのミスマッチを防ぐことが期待される。

⁴ 薬剤業務向上加算にかかる出向研修モデル作成の手引き（ver 1.0）
<https://www.jshp.or.jp/content/2025/0703-1.pdf>

○参考事例

病院薬剤師出向事業（広島県）

○特徴

薬剤師の出向を単なる人員補完にとどめず、出向元病院が業務改善のノウハウを持ち込み、出向先病院の薬剤部門の業務改善や病棟業務の強化を支援する仕組みとしている。また、派遣から受入までの流れや各主体の役割を整理した手順書を整備し、事業を安定的に運用できる仕組みを構築している。

また、これまでに実施した事業の報告資料を特設サイトにて発信している。

（薬剤師確保策特設サイト：<https://sap.hiroyaku.or.jp/>）



出典；広島県より提供

(2) 業務改善支援・勤務環境改善支援

業務改善支援・勤務環境改善支援は、薬剤師の確保及び定着を図る観点から、薬剤師が継続的に就業できる職場環境を整備することを目的とした取組である。中でも、出向を通じた業務改善支援は、出向元で培われた業務ノウハウや体制整備の考え方を出向先に導入することにより、業務の質や効率性の向上を図る有効な手段となる。また、出向する薬剤師に対しても、新たな業務経験を通じた実践力の向上や視野の拡大につながることが期待される。

<想定される取組例>

① 出向による業務改善支援

- ・ 経験年数 10 年前後の中堅薬剤師を、他病院へ一定期間派遣し、病棟業務の立ち上げや業務整理、運用改善を支援する。
- ・ 長期間の出向が難しい場合に、必要なテーマに応じて現地での研修や指導を行い、現場の課題解決を支援する。

② 業務改善に関する研修・相談機会の提供

- ・ 業務改善や勤務環境改善をテーマとした研修会や情報交換会を企画・実施する。
- ・ 出向や業務改善を検討している病院に対し、制度や進め方の相談対応を行う。

(3) 薬剤師の資質向上支援

薬剤師の資質向上支援は、薬剤師が専門性を高めながら継続的に成長できる環境を整備することで、薬剤師の確保・定着を促進するとともに、地域医療の質の向上に寄与することを目的とした取組である。近年、病棟業務やチーム医療への参画等、薬剤師に求められる役割が高度化・多様化する中、成長の機会が確保されているかどうかは、薬剤師が就業先を選択する際の重要な判断要素となる。

<想定される取組例>

① 病院や関係団体と連携した研修会の実施

- ・ 研修会の実施にあたり、都道府県は研修全体の企画調整や関係団体との連絡調整を担い、病院や病院薬剤師会等の関係団体は、講師の選定や事例の提供等、専門的な内容面で役割を担う。

② e ラーニング等を活用した学習機会の提供

- ・ 既存の e ラーニングや関係団体が提供する研修プログラムの情報を整理し、都道府県内の薬剤師へ周知することで学習機会と薬剤師をつなぐ。

③ 専門・認定資格の取得支援

- ・ 専門・認定資格の取得を目指す薬剤師に対し、研修参加費用や受験費用の一部の支援を行う。
- ・ 資格取得に向けた情報提供や相談対応を実施する。

3. 潜在薬剤師に向けた対策

(1) 潜在薬剤師へのコンタクト

潜在薬剤師へのコンタクトは、個別の潜在薬剤師を対象とした施策を実施する上で重要な取組である。潜在薬剤師は都道府県が直接把握することが困難な場合が多いことから、行政ルートのみ依存せず、多様な手法を組み合わせたアプローチが求められる。潜在薬剤師に対して復職支援研修等に関する情報を届けることで、潜在薬剤師の病院への再就業を促進することが期待される。

<想定される取組例>

① 薬剤師向け就職サイトの活用

- ・ 就職サイトへ潜在薬剤師向けの就職情報の記載や、メール配信により、潜在薬剤師が再就業を検討するための情報提供を行う。

② 医療機関等のOBネットワークの活用

- ・ 医療機関や病院薬剤師会等の関係団体が保有する情報を活用し、就業していない薬剤師の状況把握を行った上で、個別の声掛けやメール等による情報提供について、各機関に協力を依頼する。

(2) 復職支援研修の実施

復職支援研修の実施は、出産・育児、介護等により一時的に離職していた薬剤師や、長期間現場を離れていた潜在薬剤師を対象に、円滑な復職を支援するための取組である。

調剤・服薬指導に関する基礎的な実務の再確認に加え、近年重要性が高まっている病棟業務やチーム医療への参画等についても研修内容に含めることで、復職後に求められる業務内容への理解を深め、円滑な現場復帰を支援することが可能となる。

<想定される研修内容例>

- ・ 調剤・服薬指導に関する基礎的な実務の再確認
- ・ 病棟業務の概要
- ・ 多職種連携における病院薬剤師の役割
- ・ 医薬品安全管理、感染対策等の最新動向
- ・ 医療制度や診療報酬の最新の状況
- ・ 病院等での実地研修
- ・ 各種研修会の案内
- ・ 病院薬剤師会の役割や支援体制の情報提供

○ポイント

- 研修に合わせて就業先の紹介を行うことで、効率的な再就業先の決定が期待される。
- 実地研修や病院見学を研修内容に含めることで、現場感覚を取り戻し、復帰後の業務への不安を軽減することが期待される。
- 個別相談の機会を併せて実施することで、参加者一人ひとりの状況に応じた復職に関する課題や疑問に対応することができる。

○参考事例

病院薬剤師復職・転職支援研修会（茨城県）

○特徴

病院への復職又は転職を希望する薬剤師向けの研修会で、県からの委託を受けて県の病院薬剤師会が実施する事業である。参加費無料で病院業務説明、無菌調剤研修、病棟見学、意見交換会等の研修が行われている。ベビーシッターを派遣し、託児所を完備することで小さな子どもを持つ薬剤師も参加がしやすい工夫がなされている。

参加者募集！



病院薬剤師復職・転職支援研修会開催

- 開催場所と日時
「ひたちなか総合病院」
3月16日（日）13時～16時半
「筑波メディカルセンター病院」
3月23日（日）13時～16時半
- 募集人数 最大各10名
- 託児所完備（ベビーシッター依頼予定）
- 参加費無料
- 研修内容：病院業務説明、無菌操作研修、病棟見学、意見交換会 等

病院の業務に興味のある方、病院へ転職を考えている方、実際の病院の現場で業務を体験してみませんか？

お問い合わせ先
筑波メディカルセンター病院
薬剤科 糸賀
TEL：029-851-3511（代表）

お申込み先
（右の二次元コード
又は下のURLから
申し込みください）
<https://forms.gle/dGawtASWef9CNjbs5>



本事業は、茨城県より一般社団法人茨城県病院薬剤師会が委託を受けて運営を行っています。

資料提供 press release

令和7年3月7日
茨城県保健医療部医療局業務課

「病院薬剤師復職・転職支援研修会」の開催について

この度、下記のとおり、本県で初めてとなる「病院薬剤師復職・転職支援研修会」を県内2病院で開催します。

今回の研修会は、病院への復職又は転職を希望する薬剤師に対し、病院薬剤師としての資質及び専門技術の向上を図るための機会を提供し、不安なく復職等ができるよう支援することを目的としています。

茨城県内で不足している病院薬剤師の確保を図るためにも、報道機関の皆様におかれましては、当研修会の開催に係る広報などに御配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、当研修会は、茨城県からの委託を受けて「一般社団法人茨城県病院薬剤師会」が実施する事業となりますことを申し添えます。

記

- 1 体験会名
病院薬剤師復職・転職支援研修会
- 2 対象
病院への復職又は転職を希望する薬剤師
- 3 日 時・開催病院
①令和7年3月16日（日）13:00～16:30
ひたちなか総合病院（ひたちなか市石川町20番1）
②令和7年3月23日（日）13:00～16:30
筑波メディカルセンター病院（つくば市天久保1丁目3番地の1）
※両日とも開催日の4日前を申込締切日といたします。
（締切後の申込みについては、県病院薬剤師会事務局にご連絡ください。）
- 4 内容
病院業務説明、無菌操作研修、病棟見学、意見交換等
- 5 その他
当研修会の詳細については、（一社）茨城県病院薬剤師会ホームページをご確認ください。URL: <https://www.ispg.or.jp/>。
また、当研修会に係る取材申込に当たっては、必ず事前に、下記問合せの県病院薬剤師会事務局までご連絡ください。

【問合せ先】
一般社団法人茨城県病院薬剤師会事務局（日立製作所土浦診療健康センター内）
事務局長 小野崎 昌史（代表：0570-200-500）
（本県の薬剤師確保対策については、茨城県保健医療部医療局業務課担当技佐 野口（直通：029-301-3393）あて、お問い合わせください。）

出典：

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/hodo/hodo/pressrelease/hodohappyoushiryou/2203/documents/250307yakumuka1.pdf>

○参考事例

未就業・育児休業薬剤師のための就職・復職研修会（岐阜県）

○特徴

県の病院薬剤師会・薬剤師会が県から受託した「薬剤師未就業者等対策事業」の一環として実施された未就業・育児休業薬剤師のための就職・復職研修会。県内に居住、あるいは県内の病院・保険薬局に勤務をしている人（勤務を予定している人）を対象とし、eラーニング形式で病院薬剤師の業務に関するキャッチアップが可能な研修が無料で提供されている。講義動画をいくつか分割しており、受講する講義の順番を自由に選択できるため、空き時間を活用して受講が可能な仕組みとなっている。

未就業・育児休業薬剤師のための

就職・復職研修会

令和7年度

受講者募集

あなたの復職を
全力サポート!

令和7年
11月30日(日)
までに申込み

右記の二次元コードより案内ページをご覧ください

①現在、未就業の薬剤師、または育児休業など休職中の薬剤師で職場復帰を考えている方
(県内に住所があるか、または県内の病院・保険薬局に勤務している方(予定を含みます))
②岐阜県薬剤師会の会員・非会員を問いません

無料 定員なし

日本薬剤師会研修プラットフォームにID登録が必要(会員、非会員とも登録無料)

e-ラーニング

令和7年12月1日(月)～令和8年2月28日(土)までの間に
オンデマンドにより受講

病院薬剤師業務、薬局薬剤師業務に関する内容
(疾患や調剤報酬のアップデート等)(合計10時間)

一般社団法人 岐阜県薬剤師会

岐阜市九里町4-5 (岐阜県薬剤師会館2F)

お問い合わせはこちらから

TEL.058-260-8800

FAX.058-240-0500

お知らせの未就業・育児休業中の薬剤師の方にぜひお声をかけてください

薬剤師未就業者等対策事業
(岐阜県受託)

薬剤師業務の高度化と働き方改革が進み、地域包括ケアシステムのなかで多職種との連携が深まるなど薬剤師を取り巻く環境は急速に変化しています。そのようななかで、子育てなどで忙しく、医療現場への復帰に不安を抱えていたり、新しく就職を考えている薬剤師に向けたキャッチアップ研修会を開催します。現役の薬剤師とのギャップを埋めることで、離職を防止し、復帰を支援するとともに、就業を優しく後押しするため、薬局薬剤師及び病院薬剤師として必要な知識や実務に関する研修事業です。

薬剤師業務の高度化と働き方改革が進み、地域包括ケアシステムのなかで多職種との連携が深まるなど薬剤師を取り巻く環境は急速に変化しています。そのようななかで、子育てなどで忙しく、医療現場への復帰に不安を抱えていたり、新しく就職を考えている薬剤師に向けたキャッチアップ研修会を開催します。現役の薬剤師とのギャップを埋めることで、離職を防止し、復帰を支援するとともに、就業を優しく後押しするため、薬局薬剤師及び病院薬剤師として必要な知識や実務に関する研修事業です。

～未就業・育児休業薬剤師のための就職・復職研修会の開催～

1. 目的

薬剤師業務の高度化と働き方改革が進み、地域包括ケアシステムのなかで多職種との連携が深まるなど薬剤師を取り巻く環境は急速に変化しています。そのようななかで、子育てなどで忙しく、医療現場への復帰に不安を抱えていたり、新しく就職を考えている薬剤師に向けたキャッチアップ研修会を開催します。現役の薬剤師とのギャップを埋めることで、離職を防止し、復帰を支援するとともに、就業を優しく後押しするため、薬局薬剤師及び病院薬剤師として必要な知識や実務に関する研修事業です。

2. 主催等

主 催： 一般社団法人岐阜県薬剤師会・岐阜県病院薬剤師会
本事業は、岐阜県から受託した「薬剤師未就業者等対策事業」です。
担当委員会： 医療保険委員会

3. 研修対象者

- ① 現在、「未就業の薬剤師、または育児休業など休職中の薬剤師で職場復帰を考えている方」(県内に住所があるか、または県内の病院・保険薬局に勤務先がある方(予定している方を含みます))
- ② 岐阜県薬剤師会の会員・非会員を問いません。

4. 研修期間

期 間： 令和7年12月1日(月)～令和8年2月28日(土)
時 間： 講義 10時間(オンデマンド配信によるe-ラーニング)

5. 研修内容

(1) 病院薬剤師業務に関するキャッチアップ研修(5時間)

研修名	時間
1 疾患と薬アップデート①(がん)	60分
2 疾患と薬アップデート②(高血圧、心疾患、脳血管障害)	60分
3 疾患と薬アップデート③(糖尿病、精神神経疾患)	60分
4 疾患と薬アップデート④(免疫・アレルギー疾患、感染症)	60分
5 病院業務と地域医療	60分

(2) 薬局薬剤師業務に関するキャッチアップ研修(5時間)

研修名	時間
1 保険調剤(基本から最新まで)	60分
2 調剤報酬の概要と就業制度	60分
3 薬学管理と薬業連携	60分
4 在宅訪問と臨床で使う処方箋	60分
5 薬剤師キャリアとワークライフバランス	60分

講師は、岐阜県薬剤師会医療保険委員会、岐阜県病院薬剤師会所属薬剤師等

6. 研修方法

- ・日本薬剤師会研修プラットフォームからオンデマンドによるe-ラーニング
- ・本研修は、1コマ60分の研修をそれぞれいくつか分割して提供します。受講者は受講

出典：<https://www.gifuyaku.or.jp/news/fukuyoku202512web/>

(3) マッチング支援

マッチング支援は、潜在薬剤師と医療機関等との間をつなぎ、双方のニーズを踏まえた就業機会の創出を図る取組である。就業意欲を持つ潜在薬剤師に対して、勤務時間や勤務地、業務内容等、適切な情報提供や調整を行うことで再就業の促進が期待される。

＜想定される取組例＞

① 求職者と求人施設の調整

- ・ 就業を希望する潜在薬剤師の勤務条件（勤務時間、業務内容、勤務地、ブランクの有無等）を把握し、条件に合う医療機関を選定する。
- ・ 求職者と求人施設の双方の意向を整理し、無理のない形で就業開始につなげる。

② 潜在薬剤師向け就職支援サイトの運営

- ・ 求職者と求人施設の情報を整理・掲載し、双方の条件に合う就業機会を検索・閲覧できるサイトを運営する。

④ 復職支援研修等との連動

- ・ 復職支援研修や病院見学会と組み合わせてマッチング支援を行い、具体的な就業先の検討につなげる。

4. その他の対象に向けた対策

(1) 病院経営層への理解促進

病院経営層への理解促進は、薬剤師確保策を実効性のあるものとして推進するために不可欠な取組である。病院薬剤師の確保や育成、業務体制の整備には、病院長や事務長等の経営層が、薬剤師確保を単なる人員配置の問題ではなく、医療の質の向上や病院経営の安定化に資する重要な経営課題として認識することが求められる。

具体的には、説明会や意見交換の場の設定等を通じて、病棟薬剤業務や薬剤師のチーム医療への参画が医療安全の向上や診療の質の確保に寄与すること、薬剤業務向上加算等の診療報酬制度を通じて薬剤師の配置等の体制整備が病院経営にも効果をもたらすこと等について説明を行うこと等が考えられる。

(2) 一般層（都道府県民等）への理解促進

一般層（都道府県民等）への理解促進は、県民や患者等が病院薬剤師の役割や医療現場における重要性について理解を深めることにより、薬剤師の職業的価値の向上や、将来的な担い手の確保につなげることを目的とした取組である。

具体的には、病院薬剤師が病棟業務やチーム医療を通じて患者の安全確保や治療の質の向上に寄与していること等について、広報誌やウェブサイト、イベント等を通じて分かりやす

く発信することが考えられる。また、薬剤師の働き方やキャリアの多様性を紹介することで、若年層や保護者に対する理解促進にもつながり、将来の担い手の拡大が期待される。

第5章 個別施策の評価

病院薬剤師の確保に向けた個別施策の効果を把握し、今後の取組の検討や改善につなげていくためには、個別施策の実施状況や成果を継続的に評価していくことが重要である。病院薬剤師の確保は、施策の実施から成果が現れるまでに一定の期間を要することから、長期的な成果指標としての薬剤師確保数のみならず、成果の状況を把握するための短中期な成果指標を設定し、段階的に評価していくことが求められる。

以下に、本手引きで取り上げた個別施策について、短中期的な成果指標例を整理する。なお、病院施設数等を含め各都道府県の状況は異なるため、本指標は各都道府県内における経時的な推移の確認等に用いるものであり、他の都道府県との比較検討を目的としたものではない。

表 2 各施策別の短中期的な成果指標例

個別施策	成果指標例
インターンシップ・職場体験の実施	参加者数、参加者在住地域数、参加者の所属する教育機関数、参加医療機関数、就職希望者数、インターンシップ・職場体験の実施件数
就職説明会・マッチングイベント開催	参加者数、参加医療機関数、就職希望者数、就職説明会・マッチングイベントの開催件数
研修体制の整備	研修体制を整備した医療機関・地域数、研修プログラムの実施件数・参加者数
キャリア形成講義	参加者数、キャリア形成講義の実施数
病院見学会	参加者数、参加者在住地域、参加者の所属する教育機関、参加医療機関数、就職希望者数
地域医療体験	参加者数、参加医療機関・地域数、就職希望者数、地域医療体験実施数
奨学金支援	奨学金交付数、交付金額、交付希望者数
病院の魅力発信のためのコンテンツ作成	コンテンツ作成・配布数、コンテンツアクセス数（Web コンテンツ）
病院薬剤師による個別相談	参加者数、相談件数
ダイレクトメールの発信	メール発信数、発信後の反応（アクセス数、関連する問い合わせの件数等）
高校生・中学生への啓発	参加者数、薬学部への進学（希望）者数、リーチできた学生数、啓発実施数
オープンキャンパス支援	参加者数、進学（希望）者数、教育機関の支援数
都道府県内病院への出向支援	出向者数、出向医療機関・地域数、出向を検討する医療機関・地域数、出向支援数

業務改善支援・勤務環境改善支援	支援した医療機関・地域数、支援した薬剤師数、改善支援数
薬剤師の資質向上支援	支援した薬剤師数、資質向上支援数
潜在薬剤師へのコンタクト	コンタクトした潜在薬剤師数、コンタクト実施件数
復職支援研修の実施	参加者数、復職薬剤師数、復職支援研修の実施件数
マッチング支援	支援した薬剤師数、マッチング数、マッチング支援数、復職薬剤師数